

地方交付税法等の一部を改正する法律 新旧対照条文

目
次

一 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（第一条関係）	87	87	87
二 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（第二条関係）	85	85	85
三 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）（第三条関係）	79	79	79
四 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）（第四条関係）	1	1	1

地 方 交 付 税 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 新 旧 対 照 条 文

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部改正（第一条関係）

※ 「現行」は、地方交付税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三号）第一条による改正後のもの

（傍線部は改正部分）

		改 正 案		現 行
		(測定単位及び単位費用)		(測定単位及び単位費用)
道府県	地方団体の種類	経費の種類	測 定 単 位	経費の種類
平成十三年度、平成十四年度 及び	八 補正予算債償 還費	平成四年度から平成十年度までの各年度 において国の補正予算等に係る事業費の 財源に充てるため発行を許可された地方 債に係る元利償還金	一～七 略	第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類の欄に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。
平成十一年度から平成十四年度まで及び	八 補正予算債償 還費	平成四年度から平成十年度までの各年度 において国の補正予算等に係る事業費の 財源に充てるため発行を許可された地方 債に係る元利償還金	一～七 略	第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類の欄に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。

こすことができることとされた地方債の

額

十三 東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費

平成二十三年度から令和二年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

十四 國土強靭化じんかく施策債償還費

令和元年度及び令和二年度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

一〇八 略

九 準正予算債償還費

平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利債還金

平成十三年度、平成十四年度 および

平成十六年度から令和二年度までの各年

度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又

は許可を得た地方債の額

十 地方税減収補填債償還費

地方税の減収補填のため平成十五年度から令和二年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方

こすことができることとされた地方債の

額

十四 東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費

平成二十三年度から令和元年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

十五 國土強靭化じんかく施策債償還費

令和元年度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

一〇八 略

九 準正予算債償還費

平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利債還金

平成十一年度から平成十四年度まで及び

平成十六年度から令和元年度までの各年

度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又

は許可を得た地方債の額

十 地方税減収補填債償還費

地方税の減収補填のため平成十一年度から令和元年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方

		(削る)	債の額
十一	財源対策債	平成十三年度から令和二年度までの各年 度の財源対策のため当該各年度において 発行について同意又は許可を得た地方債 の額	
十二	減税補填債	個人の市町村民税に係る特別減税等によ る平成六年度から平成八年度まで及び平 成十三年度から平成十八年度までの各年 度の減収を補填するため当該各年度にお いて特別に起こすことができることとさ れた地方債の額	
十三	臨時財政対 策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から令 和二年度までの各年度において特別に起 こすことができることとされた地方債の 額	
十四	減税補填債	個人の市町村民税に係る特別減税等によ る平成六年度から平成八年度まで及び平 成十一年度から平成十八年度までの各年 度の減収を補填するため当該各年度にお いて特別に起こすことができることとさ れた地方債の額	
十五	臨時財政対 策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から令 和元年度までの各年度において特別に起 こすことができることとされた地方債の 額	
十六	東日本大震 災全国緊急防災 施策等債償還費	平成二十三年度から令和元年度までの各 年度において東日本大震災全国緊急防災 施策等に要する費用に充てるため発行に ついて同意又は許可を得た地方債の額 において国土	臨時財政特例対策のため平成十一年度及 び平成十二年度において特別に発行を許 可された地方債の額
十五	東日本大震 災全国緊急防災 施策等債償還費	平成二十三年度から令和元年度までの各 年度において東日本大震災全国緊急防災 施策等に要する費用に充てるため発行に ついて同意又は許可を得た地方債の額	債の額
十五	国土強靭化 令和元年度及び令和二年度において国土	平成二十三年度から令和二年度までの各 年度において東日本大震災全国緊急防災 施策等に要する費用に充てるため発行に ついて同意又は許可を得た地方債の額	

施策債償還費

強靭化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

2 略

- 3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定の基礎	表 示	
		単位	人
一 十七 中学 校の教職員数	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の市町村立の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程並びに当該道府県立の中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び夜間その他特別の時間において主として学齢を経過した者に対して指導を行うための教育課程を実施するものに限る。）及び中等教育	略	一 十六

施策債償還費

強靭化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

2

- 3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定の基礎	表 示	
		単位	人
一 十七 中学 校の教職員数	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の市町村立の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程並びに当該道府県立の中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び夜間その他特別の時間において主として学齢を経過した者に対して指導を行うための教育課程を実施するものに限る。）及び中等教育	略	一 十六

四十 災害		三十九 略		十八ヶ三十 一 略		学校の前期課程の教職員に係る当該道府県の定数	
四十 災害		三十五ヶ三 十九 略		三十二 農 家数		最近の農業に係る基幹統計調査（以下「農林業センサス」という。）の結果による当該地方団体の農家（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有適格法人を含む。）の数	
						農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有適格法人を含む。）の数	
千円	ヘクタール	千円	ヘクタール	千円	ヘクタール	千円	戸
(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事	最近の農林業センサスの結果による当該道府県の区域内の道府県及び森林整備法人の所管する林野の面積	三十四 公	有林野の面積	三十五ヶ三 十九 略	三十三 公	有以外の林野の面積	十八ヶ三十 一 略
(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事	最近の世界農業センサスの結果による当該道府県の区域内の道府県及び森林整備法人の所管する林野の面積	三十四 公	有林野の面積	三十五ヶ三 十九 略	三十二 農 家数	最近の世界農業センサスの結果による当該道府県の区域内の道府県及び森林整備法人の所管する林野の面積	十八ヶ三十 一 略

復旧事業

業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は充てるため発行について
許可を得た地方債（平成二十三年度から令和二年まで）の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けないで施行した災害復旧事業に係る経費に充てるため発行に係る元利償還金（（2）に掲げるものを除く。）

復旧事業

業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は充てるため発行について
許可を得た地方債（平成二十三年度から令和二年まで）の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けないで施行した災害復旧事業に係る経費に充てるため発行に係る元利償還金（（2）に掲げるものを除く。）

還金

- (3) 国庫の負担金を受けて施行した災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る経費又は国を行う災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金
- (4) 国庫の負担金を受けて施行した特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国を行う当該計画に基づく事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金
- (5) 国庫の補助金を受けて施行した臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）の規定に基づく鉱害復旧事業に係る経費又は地方公共団体以外の者が施行する鉱害復旧事業につき同法第五十三条の三第一項の規定により支弁するために要する経費若しくは同法第九十四条第二項の規定により補助金を

還金

- (3) 国庫の負担金を受けて施行した災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る経費又は国を行う災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金
- (4) 国庫の負担金を受けて施行した特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国を行う当該計画に基づく事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金
- (5) 国庫の補助金を受けて施行した臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）の規定に基づく鉱害復旧事業に係る経費又は地方公共団体以外の者が施行する鉱害復旧事業につき同法第五十三条の三第一項の規定により支弁するために要する経費若しくは同法第九十四条第二項の規定により補助金を

交付するために要する経費に充てるため起こした地方債の当該年度における元利償還金	(6) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第二百五十一号）第二十四条第一項及び第二項に規定する地方債の当該年度における元利償還金
四十一 略	四十二 平成四年度から平成十年度までの各年度に於ける國庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担金に充てるため平成四年度から平成十年度までの各年度において発行を許可された地方債
四十三 平成十一年度までの各年度に於ける國庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担金に充てるため平成十一年度から平成二十年度までの各年度において発行を許可された地方債	四十四 平成二十一年度までの各年度に於ける國庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担金に充てるため平成二十一年度から平成三十年度までの各年度において発行を許可された地方債
四十五 平成三十一年度までの各年度に於ける國庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担金に充てるため平成三十一年度から平成四十一年度までの各年度において発行を許可された地方債	

(6) 交付するためには要する経費に充てるため起こした地方債の当該年度における元利償還金
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十四条第一項及び第二項に規定する
地方債の当該年度における元利償還金

(6) 交付するためには、要する経費に充てるため起こした地方債の当該年度における元利償還金を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十四条第一項及び第二項に規定する地方債の当該年度における元利償還金

十一 略	四十二 昭	和六十二 年度から	平成十年	各年度に	おいて国	の補正予	算等に係	る事業費	の財源に	充てるた	め発行を	許可され	た地方債	に係る元
(6) 激甚災害	に對処するための特別の財政援助	等に關する法律	(昭和三十七年法律第百五十 号)	第二十四条第一項及び第二項に規定する	地方債の当該年度における元利償還金	交付するために要する経費に充てるため起こ した地方債の当該年度における元利償還金								

の額	利償還金	四十三 平成十三年	
		度、平成十四年度	及
た地方債	の額	に充てるため発行について同意又は許可を得た	国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担金に充てるため平成十三年度、平成十四年度及び平成十六年度から令和二年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た
の額	利償還金	の額	地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又は六年度から令和二年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た
の額	利償還金	の額	国等の行う事業が当該各年度の国の補正予算により追加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用に係るものうち総務大臣が指定するもの各年度の各年度の額

千円

の額	利償還金	四十三 平成十一年	
		度から平成十四年	度まで及
た地方債	の額	に充てるため発行について同意又は許可を得た	国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担金に充てるため平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から令和元年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た
の額	利償還金	の額	地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又は六年度から令和元年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た
の額	利償還金	の額	国等の行う事業が当該各年度の国の補正予算により追加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用に係るものうち総務大臣が指定するもの各年度の各年度の額

千円

四十四 地

(1)

千円

方税の減収補填のため平成十三年度から令和二年まで度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の八十に相当する額並びに平成十五年度から令和二年までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た市町村にあつては市町村民税の法人税割、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）及び同法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（以下「法人事業税交付金」という。）の減収補填のため平成十五年度から令和二年までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額
(2) 道府県にあつては地方消費税、不動産取得十 五に相当する額

四十四 地

道府県にあつては道府県民税の所得割、法人税割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事業税の減収補填のため、平成十一年度から平成十四年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の八十に相当する額並びに平成十五年度から令和元年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た市町村にあつては市町村民税の所得割及び法人税割並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十六の規定により市町村に對し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）の減収補填のため平成十一年度から令和元年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額

千円

税、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、地方税法第四百八十五条の十三第一項の規定により都道府県に対し交付するものとされる市町村たばこ税に係る交付金（第十四条第一項及び第三項において「市町村たばこ税都道府県交付金」という。）、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税の減収補填のため令和二年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額、市町村については市町村たばこ税、同法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金（第十四条第一項及び第三項において「地方消費税交付金」という。）、同法第一百三十三条の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金（第十四条第一項及び第三項において「ゴルフ場利用税交付金」という。）、同法第一百四十四条の六十第一項の規定により道路法第七条第三項に規定する指定市（第十四条第一項において「指定市」という。）に対し交付するものとされる軽油引取税に係る交付金（第十四条第一項及び第三項において「軽油引取税交付金

(削る)

「 」という。）、地方揮発油譲与税及び航空機
燃料譲与税の減収補填のため令和二年度にお
いて特別に発行について同意又は許可を得た
地方債の額

四十五 度から令 和二年 度の各 年度の財 源対策のため発行について同意又は許可を得 て、	平成十三年 度から令 和二年 度の各 年度の各 年度の財 源対策のため発行について同意又は許可を得 て、	一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事 業等に係る経費に充てるため平成十三年度から 令和二年度までの各年度において発行について 同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の	四十五 度から令 和二年 度の各 年度の財 源対策のため発行について同意又は許可を得 て、	（削る）
---	---	--	---	------

千円

四十五 臨 時財政特 例対策の ため平成 十一年度 度及び平 成十二年 度におい て特別に 発行を許 可された 地方債の 額	四十六 号）（平成 三年法律第 十五号）等の規定 による改正後の法律の規定等に基づく昭和六十 九年から平成四年度までの各年度における国の 負担又は補助の割合の引下げ措置に伴い、道路 、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又 は公用施設の建設事業等に係る国の負担額又は 補助額の減額による地方負担の増大に対処する ため平成十一年度及び平成十二年度において特 別に発行を許可された地方債の額	四十五 臨 時財政特 例対策の ため平成 十一年度 度及び平 成十二年 度におい て特別に 発行を許 可された 地方債の 額	四十六 臨 時財政特 例対策の ため平成 十一年度 度及び平 成十二年 度におい て特別に 発行を許 可された 地方債の 額	四十五 臨 時財政特 例対策の ため平成 十一年度 度及び平 成十二年 度におい て特別に 発行を許 可された 地方債の 額
---	---	---	---	---

千円

千円

		源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額		た地方債として総務大臣が指定するものの額	
		四十六 個	千円	四十六 個	千円
平成十 三年度か ら平成十 二年まで及 び平成十 一年度から	(1) 地方税法等の一部を改正する法律（平成六年法律第二百十一号。以下この号において「地方税法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成六年度及び平成七年度の減収額	四十六 個	千円	四十六 個	千円
平成十 二年まで及 び平成十 一年度から	(2) 所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による平成六年度における消費税の収入の減少に伴う道府県又は市	四十六 個	千円	四十六 個	千円

		源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額		た地方債として総務大臣が指定するものの額	
		四十七 個	千円	四十七 個	千円
平成十 二年まで及 び平成十 一年度から	(1) 地方税法等の一部を改正する法律（平成六年法律第二百十一号。以下この号において「地方税法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成六年度及び平成七年度の減収額	四十七 個	千円	四十七 個	千円
平成十 二年まで及 び平成十 一年度から	(2) 所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による平成六年度における消費税の収入の減少に伴う道府県又は市	四十七 個	千円	四十七 個	千円

(3) 地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の平成六年度から平成八年度までの各年度の減収額

(4) 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成九年法律第九号）第一条の規定による改正前の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成八年度の減収額

(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八号）第八条による改正前の

<p>八年度までの各年</p> <p>度の減収を補填するため当該各年度において特別に起ことざれた地方債の額ができるこすことができる</p> <p>町村に対して譲与される消費譲与税の額の減少による同年度及び平成七年度の減収額</p>
<p>(3) 地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の平成六年度から平成八年度までの各年度の減収額</p>
<p>(4) 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成九年法律第九号）第一条の規定による改正前の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成八年度の減収額</p>
<p>(5) 地方税法の一部を改正する法律（平成十一年法律第十五号）による改正前の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成十一年度及び平成十一年度の減収額</p>
<p>(6) 地方税法の一部を改正する法律（平成十一年法律第十五号）による改正前の地方税法附則第十一条の四第十三項及び第十四項の規定による不動産取得税の減額に係る平成十年度の減収額</p>
<p>(7) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八号）第八条による改正前の</p>

(6) | する法律（平成十一年法律第十七号）第十三
条の規定により平成十三年度から平成十八年
度までの各年度において起こすことができる
こととされた地方債の額

地方財政法第三十三条の五の四の規定によ
り平成十五年度から平成十八年度までの各年

こととされた地方債の額

度までの各年度において起こすことができる

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第十三条までの各年度において起こすことができる

(6) 地方財政法第三十三条の五の四の規定により平成十五年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた

(8) 地方財政法第三十三条の五の四の規定により平成十五年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

千円

四十七 臨時財政対策のための規定期間	成十五年法律第十号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十三年度及び平成十四年度において起こすことができることとされた地方債の額
度までの各年度において特別に起こそとされるべきであるところ	(2) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十八号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十五年度において起こすことができることとされた地方債の額
（3）地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十五年度において起こすことができることとされた地方債の額	(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十三年度及び平成十四年度において起こすことができることとされた地方債の額

千円

策のため	時財政対	四十八 臨
平成十三	年度から	成十五年法律第十号）第三条の規定による改
令和元年	度までの	正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項
各年度に	おいて特	の規定により平成十三年度及び平成十四年度
別に起こ	すことが	において起こすことができることとされた地
ととされ	きるこ	方債の額
た地方債	ととされ	(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平
	きるこ	成十六年法律第十八号）第三条の規定による
	きるこ	改正前的地方財政法第三十三条の五の二第一
	きるこ	項の規定により平成十五年度において起こす
	きるこ	ことができることとされた地方債の額
	きるこ	(3) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平
	きるこ	成十九年法律第二十四号）第三条の規定によ
	きるこ	る改正前的地方財政法第三十三条の五の二第

千円

一項の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(4) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による

改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による

改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額

(6) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による

改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(7) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による

改正前の方財政法第三十三条の五の二第一

一項の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(4) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による

改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額

(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による

改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額

(6) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による

改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(7) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による

改正前の方財政法第三十三条の五の二第一

策等に要 急防災施 災全国緊 日本大震 度から平成二十七年度までの各年度において	四十八 平 成二十三 年から 令和二年 度までの 各年度に おいて東 日本大震 災全国緊 急防災施 策等に要	(8) 地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第二項の規定により平成二十九年度から令和元年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額	
		(9) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和二年度において起こすことができることとされた地方債の額	

千円

策等に要 急防災施 災全国緊 日本大震 度から平成二十七年度までの各年度において	四十九 平 成二十三 年から 令和元年 度までの 各年度に おいて東 日本大震 災全国緊 急防災施 策等に要	(1) 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年度から平成二十七年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する防灾及び減災のための	
		(8) 地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十九年度から令和元年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額	

千円

する費用 に充てる ため発行 について 同意又は 許可を得 た地方債 の額	(2) 全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び 減災のための施策に要する費用に充てるため 平成二十五年度から令和二年度までの各年度 において発行について同意又は許可を得た地 方債で総務大臣の指定するものの額（(1)に掲 げるものを除く。）	
	務大臣の指定するものの額	発行について同意又は許可を得た地方債で総 務大臣の指定するものの額
四十九 令 和元年度 及び令和 二年度に おいて国 の額	全国的に、かつ、緊急に実施する国土強靭化の ための施策に要する費用に充てるため令和元年 度及び令和二年度において発行について同意又 は許可を得た地方債で総務大臣の指定するもの の額	四十九 令 和元年度 及び令和 二年度に おいて国 の額

する費用 に充てる ため発行 について 同意又は 許可を得 た地方債 の額	務大臣の指定するものの額
五十 令 和元年度 において國 に おいて國 の額	(2) 全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び 減災のための施策に要する費用に充てるため 平成二十五年度から令和元年度までの各年度 において発行について同意又は許可を得た地 方債で総務大臣の指定するものの額（(1)に掲 げるものを除く。）
五十 令 和元年度 土強靭化 施策に要 する費用 に充てる ため発行 について 同意又は 許可を得 た地方債 の額	全国的に、かつ、緊急に実施する国土強靭化の ための施策に要する費用に充てるため令和元年 度において発行について同意又 は許可を得た地方債で総務大臣の指定するもの の額

4 第一項の測定単位ごとの単位費用は、別表第一に定めるとおりとする。

5 第二項の測定単位ごとの単位費用は、別表第二に定めるとおりとする。

6 地方行政に係る制度の改正その他特別の事由により前二項の単位費用を変更する必要が生じた場合には、国会の閉会中であるときに限り、政令で前二項の単位費用についての特例を設けることができる。この場合においては、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとらなければならぬ。

(測定単位の数値の補正)

第十三条 略

2～4 略

い。

(測定単位の数値の補正)

第十三条 面積、高等学校の生徒数その他の測定単位で、そのうちに種別があり、かつ、その種別ごとに単位当たりの費用に差があるものについては、

、その種別ごとの単位当たりの費用の差に応じ当該測定単位の数値を補正することができる。

2 前項の測定単位の数値の補正（以下「種別補正」という。）は、当該測定単位の種別ごとの数値に、その単位当たりの費用の割合を基礎として総務省令で定める率を乗じて行うものとする。

3 前条第三項及び前二項の規定により算定された測定単位の数値は、地方団体ごとに、当該測定単位につき次に掲げる事項を基礎として次項に定める方法により算定した補正係数を乗じて補正するものとする。

一 人口その他測定単位の数値の多少による段階
二 人口密度、道路一キロメートル当たりの自動車台数その他これらに類するもの

三 地方団体の態容
四 寒冷度及び積雪度

前項の測定単位の数値に係る補正係数は、経費の種類ごとに、かつ、測定単位ごとにそれぞれ次に定める方法を基礎として、総務省令で定めるところにより算定した率とする。

一 前項第一号の補正（以下「段階補正」という。）は、当該行政に要する経費の額が測定単位の数値の増減に応じて遞減し、又は遞増するものについて行うものとし、当該段階補正に係る係数は、超過累退又は超過累進の方法により総務省令で定める率を用いて算定した数値を当該率を用いないで算定した数値で除して算定する。この場合において、行政機能等の差があることにより経費の額が割高又は割安となるため第三号イの補正の適用される経費については、当該経費の測定単位の数値に当該割高となり、又は割安となる度合に応じて総務省令で定める率を乗じた数値を用いて当該段階補正に係る係数を算定することができるものとする。

二 前項第二号の補正（以下「密度補正」という。）は、当該行政に要する経費の額が人口密度、道路一キロメートル当たりの自動車台数その他これらに類するもの（以下この号において「人口密度等」という。）の増減に応じて遞減し、又は遞増するものについて行うものとし、当該密度補正に係る係数は、超過累退又は超過累進の方法により総務省令で定める率を用いて算定した人口密度等を当該率を用いないで算定した人口密度等で除して算定する。

三 前項第三号の補正（以下「態容補正」という。）は、当該行政に要する経費の測定単位当たりの額が、地方団体の態容に応じてそれぞれ割高となり、又は割安となるものについて行うものとし、当該態容補正に係

る係数は、次に掲げるところにより算定する。

イ 道府県の態容に係るものにあつては、当該道府県の区域内の市町村について行政の質及び量の差又は行政権能等の差に基づいて割高となり、又は割安となる度合を基礎として市町村の全部又は一部の種類に応じ、総務省令で定める率を当該区域内の市町村の種類ごとの測定単位の数値（当該市町村の種類ごとの測定単位の数値によることができないか、又は適当でないと認められる経費で総務省令で定めるものについては、人口その他総務省令で定める数値）に乘じて得た数値を合算した数値を当該率を乘じないで算定した市町村ごとの数値を合算した数値で除して算定する。

ロ 市町村の態容に係るものにあつては、行政の質及び量の差又は行政権能等の差に基づいてその割高となり、又は割安となる度合を基礎として市町村の種類に応じ、総務省令で定める率を乗じて算定した数値を当該率を乘じないで算定した数値で除して算定する。

ハ 小学校費、中学校費、社会福祉費その他の経費で総務省令で定めるものに係るものにあつては、人口の年齢別構成、公共施設の整備の状況その他地方団体の態容に応じて当該経費を必要とする度合について、総務省令で定める指標により測定した総務省令で定める率を乗じて算定した数値を当該率を乘じないで算定した数値で除して算定する。

四 前項第四号の補正（以下「寒冷補正」という。）は、当該行政に要する経費の測定単位当たりの額が寒冷又は積雪の度合により割高となるものについて行うものとし、当該寒冷補正に係る係数は、その割高となる給与の差、寒冷の差又は積雪の差ごとに、地域の区分に応じそれぞれ

5

前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類の欄に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類の欄に掲げる補正を行うものとする。

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位		補正の種類
			平成十三年度、 平成十四年度	平成十四年度 及び平成十 六年度から令和 二年度までの各 年度において国 の補正予算等に 係る事業費の財 源に充てるため 発行について同	
八 補正予算債償 還費	一～七 略				

5

前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類の欄に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類の欄に掲げる補正を行うものとする。

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位		補正の種類
			平成十一年度か ら平成十四年度 まで及び平成十 六年度から令和 二年度までの各 年度において国 の補正予算等に 係る事業費の財 源に充てるため 発行について同	平成十一年度か ら平成十四年度 まで及び平成十 六年度から令和 二年度までの各 年度において国 の補正予算等に 係る事業費の財 源に充てるため 発行について同	
八 補正予算債償 還費	一～七 略				

十 財源対策債 償還費		九 地方税減収補 填債償還費		意又は許可を得 た地方債の額	
平成十三年度か ら令和二年度ま での各年度の財 源対策のため当 該各年度におい	額	二年 度まで の各 年度お いて特 別に發 行につ て同意又 は許可 を得た地 方債の 額	三 年 度か ら令和 二年 度まで の各 年度お いて特 別に發 行につ て同意又 は許可 を得た地 方債の 額	三 年 度か ら令和 二年 度まで の各 年度お いて特 別に發 行につ て同意又 は許可 を得た地 方債の 額	二年 度まで の各 年度お いて特 別に發 行につ て同意又 は許可 を得た地 方債の 額
種別補正		(削る)			

十一 財源対策債 償還費		九 地方税減収補 填債償還費		意又は許可を得 た地方債の額	
平成十一年度か ら令和元年度ま での各年度の財 源対策のため当 該各年度におい	債の額	十二 年度にお いて特別 に發行を 許可された地 方債の額	一年 度及び平成 十二 年度にお いて特別 に發行を 許可された地 方債の額	臨時財政特例対 策のため平成十 二年 度まで の各 年度お いて特 別に發 行につ て同意又 は許可 を得た地 方債の 額	一年 度から令和 二年 度まで の各 年度お いて特 別に發 行につ て同意又 は許可 を得た地 方債の 額
種別補正		種別補正			

種別補正	種別補正	同意又は許可を得た地方債の額	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十一年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことがで起きることとされた地方債の額	臨時財政対策のため平成十三年度から令和元年度までの各年度において特別に起こすことがで	策債償還費	十三	臨時財政対	十二 減税補填債 償還費
度までの各年度において特別に起こすことがで	度から令和元年	ため平成十三年	臨時財政対策のため平成十三年	度から令和元年	度までの各年度において特別に	策債償還費	臨時財政対	十三

市町村								
三 教 育 費	一・二 略							

十
三
災
全
国
緊
急
防
災
施
策
等
債
償
還
費

東
日本
大
震

平成二十三年度
から令和二年度
までの各年度に
おいて東日本大
震災全国緊急防
災施策等に要す
る費用に充てる
ため発行につい
て同意又は許可
を得た地方債の
額

十四
施
策
債
償
還
費

國
土
強
靱
化

令
和
元
年
度
及
び

令
和
二
年
度
に
お
い
て
國
土
強
靱
化

きることとされ
た地方債の額

種別補正

市町村								
三 教 育 費	一・二 略							

十
四
災
全
国
緊
急
防
災
施
策
等
債
償
還
費

東
日本
大
震

平成二十三年度
から令和元年度
までの各年度に
おいて東日本大
震災全国緊急防
災施策等に要す
る費用に充てる
ため発行につい
て同意又は許可
を得た地方債の
額

十五
施
策
債
償
還
費

國
土
強
靱
化

令
和
元
年
度
及
び

令
和
二
年
度
に
お
い
て
國
土
強
靱
化

きることとされ
た地方債の額

種別補正

十六
施
策
債
償
還
費

國
土
強
靱
化

令
和
元
年
度
及
び

令
和
二
年
度
に
お
い
て
國
土
強
靱
化

きることとされ
た地方債の額

種別補正

4 その他の教 育費	人口	幼稚園及び幼保 連携型認定子ど も園の小学校就 学前子どもの数	段階補正、密度補正及 び態容補正
九 地方税減収補 填債償還費	八 補正予算債償 還費	四七 略	
一年度から令和 十 地方税の減収補 填のため平成十 九年 地方税の減収補 填債償還費	平成十一年度か ら平成十四年度 まで及び平成十 六年度から令和 六年度までの各 年度において国 の補正予算等に 係る事業費の財 源に充てるため 発行について同 意又は許可を得 た地方債の額	種別補正	段階補正、密度補正及 び態容補正
一年度から令和 十 地方税の減収補 填のため平成十 九年 地方税の減収補 填債償還費	平成十一年度か ら平成十四年度 まで及び平成十 六年度から令和 六年度までの各 年度において国 の補正予算等に 係る事業費の財 源に充てるため 発行について同 意又は許可を得 た地方債の額	種別補正	段階補正、密度補正及 び態容補正

		二年度までの各 年度において特 別に発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	
		種別補正	額
十一	償還費	財源対策債	
十一	減税補填債	平成十三年度か ら令和二年度ま での各年度の財 源対策のため当 該各年度におい て発行について 同意又は許可を 得た地方債の額	
個人の市町村民 税に係る特別減	種別補正		

種別補正	個人の市町村民 税に係る特別減税	得た地方債の額 で該各年度において発行について同意又は許可を	該各年度における各年度の財源対策のため当該各年度において発行について	平成十一年度から令和元年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について	債の額 許可された地方債	十二年度において特別に発行を許可された地方債の額	策のため平成十二年度及び平成十二年度において特別に発行を	臨時財政特例対策のため平成十二年度及び平成十二年度において特別に発行を	債償還費	十一 財源対策債 償還費	十二 減税補填債 償還費	十 臨時財政特例 債償還費	年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額
種別補正	個人の市町村民 税に係る特別減税	得た地方債の額 で該各年度において発行について同意又は許可を	該各年度における各年度の財源対策のため当該各年度において発行について	平成十一年度から令和元年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について	債の額 許可された地方債	十二年度において特別に発行を許可された地方債の額	策のため平成十二年度及び平成十二年度において特別に発行を	臨時財政特例対策のため平成十二年度及び平成十二年度において特別に発行を	債償還費	十一 財源対策債 償還費	十二 減税補填債 償還費	十 臨時財政特例 債償還費	年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額

税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十三年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことがで起きることとされた地方債の額	十二 臨時財政対策債償還費	度から令和二年までの各年度において特別に起こすことがで起きることとされた地方債の額	種別補正	十三 臨時財政対策債償還費	度から令和二年までの各年度において特別に起こすことがで起きることとされた地方債の額	種別補正
施策等債償還費 災全国緊急防災 から令和二年度 までの各年度に	十三 東日本大震 平成二十三年度	た地方債の額	種別補正	十四 東日本大震 平成二十三年度	た地方債の額	種別補正

税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十一年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことがで起きることとされた地方債の額	十二 臨時財政対策債償還費	度から令和二年までの各年度において特別に起こすことがで起きることとされた地方債の額	種別補正	十三 臨時財政対策債償還費	度から令和二年までの各年度において特別に起こすことがで起きることとされた地方債の額	種別補正
施策等債償還費 災全国緊急防災 から令和元年度 までの各年度に	十四 東日本大震 平成二十三年度	た地方債の額	種別補正	十四 東日本大震 平成二十三年度	た地方債の額	種別補正

6 前条第二項の測定単位の数値については、道府県又は市町村ごとに、人口にあつては段階補正を、面積にあつては種別補正を行うものとする。

7 段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正のうち二以上を併せて行う場合には、測定単位の数値に係る補正係数は、二以上の事由を通じて一の率を定め、又は各事由ごとに算定した率（二以上の事由を通じて定めた率を用いて算定した率を含む。）を総務省令で定めるところにより連乗し、又は加算して得た率によるものとする。

おいて東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額		十四 國土強靱化 施策債償還費		令和元年度及び 令和二年度にお いて國土強靱化 施策に要する費 用に充てるため 発行について同 意又は許可を得 た地方債の額		種別補正	
6 ↴ 12 略							

おいて東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額		十五 國土強靱化 施策債償還費		令和元年度 において國土強靱化 施策に要する費 用に充てるため 発行について同 意又は許可を得 た地方債の額		種別補正	
6 ↴ 12 略							

		8 態容補正を行う場合には、第四項第三号の市町村は、総務省令で定めるところにより、人口集中地区人口、経済構造その他行政の質及び量の差を表現する指標ごとに算定した点数に基づいて区分し、又はその有する行政機能等の差によつて区分するものとする。
9 寒冷補正を行う場合には、第四項第四号の地域は、総務省令で定めるところにより、給与の差、寒冷の差及び積雪の差ごとに、市町村の区域によつて区分するものとする。		
10 人口、学校数その他の測定単位の数値が急激に増加し、又は減少した地方団体、廃置分合又は境界変更のあつた地方団体及び組合（地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合又は広域連合をいう。）を組織している地方団体に係る補正係数の算定方法及び測定単位の数値の補正後の数値の算定方法については、総務省令で前各項の規定の特例を設けることができる。	11 災害復旧費に係る測定単位の数値については、総務省令で定めるところにより、当該数値の当該地方団体の税収入額に対する比率に応じ、補正するものとする。	12 前各項に定めるもののほか、補正係数の算定方法につき必要な事項は、総務省令で定める。
（基準財政収入額の算定方法）	（基準財政収入額の算定方法）	（基準財政収入額の算定方法）
第十四条 基準財政収入額は、道府県にあつては基準税率をもつて算定した当該道府県の普通税（法定外普通税を除く。）の収入見込額（利子割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の利子割の収入見込額から利子割交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除	（基準財政収入額の算定方法）	（基準財政収入額の算定方法）
（基準財政収入額の算定方法）	（基準財政収入額の算定方法）	（基準財政収入額の算定方法）
第十四条 基準財政収入額は、道府県にあつては基準税率をもつて算定した当該道府県の普通税（法定外普通税を除く。）の収入見込額（利子割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の利子割の収入見込額から利子割交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除		

した額とし、配当割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の配当割の収入見込額から地方税法第七十一条の四十七の規定により市町村に対し交付するものとされる配当割に係る交付金（以下この項及び第三項において「配当割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、株式等譲渡所得割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の株式等譲渡所得割の収入見込額から同法第七十一条の六十七の規定により市町村に対し交付するものとされる株式等譲渡所得割に係る交付金（以下この項及び第三項において「株式等譲渡所得割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、株式等譲渡所得割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の株式等譲渡所得割の収入見込額から同法第七十一条の六十七の規定により市町村に対し交付するものとされる株式等譲渡所得割に係る交付金（以下この項及び第三項において「株式等譲渡所得割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、法人の行う事業に対する事業税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額から当該収入見込額を基礎として同法第七十二条の七十六の規定の例により算定した法人事業税交付金

の交付見込額を控除した額とし、地方消費税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の地方消費税の収入見込額から地方消費税交付金

の交付見込額の百分の七十五に相当する

額を控除した額とし、ゴルフ場利用税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県のゴルフ場利用税の収入見込額からゴルフ場利用税交付金

した額とし、配当割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の配当割の収入見込額から地方税法第七十一条の四十七の規定により市町村に対し交付するものとされる配当割に係る交付金（以下この項及び第三項において「配当割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、株式等譲渡所得割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の株式等譲渡所得割の収入見込額から同法第七十一条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金（以下この項及び第三項において「地方消費税交付金」という。）の交付見込額を控除した額とし、地方消費税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の地方消費税の収入見込額から同法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金（以下この項及び第三項において「地方消費税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、ゴルフ場利用税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県のゴルフ場利用税の収入見込額から同法第一百三十三条の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するものとされるゴルフ

の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した

額とし、指定市

を包括する道府県の軽油引取税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の軽油引取税の収入見込額から軽油引取税交付

金

の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし

環境性能割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の環境性能割の収入見込額から同法第百七十七条の六の規定により市町村ごとに交付するものとする環境性能割による交付金（以下「環境性能

割交付金」という。)の交付見込額の百分の七

都道府県交付金

の収入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の

交付金」という。)の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した

額とし、道路法第七条第三項の市（以下この項において「指定市」とい

う。）を包括する道府県の軽油引取税の収入見込額については基準税率をもつて算定（）を当該道府県の軽油引取税の収入見込額から地方税法第百四

十四条の六十第一項の規定により指定市に対し交付するものとされる軽油

引取税に係る交付金（以下この項及び第三項において「軽油引取税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし

、環境性能割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の環境性能割の収入見込額から同法第百七十七条の六の規定により市町村ごとに交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下この項及び

第三項において「環境性能割交付金」という。)の交付見込額の百分の七

五条の十三の規定により都道府県に対し交付するものとされる市町村たば

この税に係る交付金（以下この項及び第三項において一市町村たばこの税都道府県交付金」という。）の収入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の

特別法人事業譲与税の収入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の地方
軍券由裏手脱、石油ガス裏手脱、自動車重量裏手脱、航空機然斗裏手脱及

び森林環境譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該道府県

の国有資産等所在市町交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）第十四
条第一項の国有資産等所在都道府県交付金（次項及び第三項において「都

道府県交付金」という。)の収入見込額の合算額、市町村にあつては基準

税率をもつて算定した当該市町村の普通税（法定外普通税を除く。）及び事業所税の収入見込額（市町村たばこ税の収入見込額については、基準税率

率をもつて算定した当該市町村の市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。）、当該市町村の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の基準税率をもつて算定した当該市町村を包括する道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額を基礎として地方税法第七十二条の七十六の規定の例により算定した当該市町村の法人事業税交付金の収入見込額、当該市町村の地方消費税交付金の収入見込額を基礎として地方税法第七十二条の七十六の規定の例により算定した当該市町村を包括する道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額を基礎として地方税法第七十二条の七十六の規定の例により算定した当該市町村の法人事業税交付金の収入見込額、当該市町村のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額並びに基準率をもつて算定した国有資産等所在市町村交付金法第二条第一項の国有資産等所在市町村交付金（以下この条において「市町村交付金」という。）の収入見込額の合算額（指定市については、基準税率をもつて算定した当該指定市の普通税（法定外普通税を除く。）及び事業所税の収入見込額（市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税の収入見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。）、当該指定市の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の基準税率をもつて算定した当該指定市を包括する道府県の法

率をもつて算定した当該市町村の市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。）、当該市町村の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の基準税率をもつて算定した当該市町村を包括する道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額を基礎として地方税法第七十二条の七十六の規定の例により算定した当該市町村の法人事業税交付金の収入見込額、当該市町村の地方消費税交付金の収入見込額を基礎として地方税法第七十二条の七十六の規定の例により算定した当該市町村の法人事業税交付金の収入見込額、当該市町村のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額並びに基準率をもつて算定した国有資産等所在市町村交付金法第二条第一項の国有資産等所在市町村交付金（以下この条において「市町村交付金」という。）の収入見込額の合算額（指定市については、基準税率をもつて算定した当該指定市の普通税（法定外普通税を除く。）及び事業所税の収入見込額（市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税の収入見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。）、当該指定市の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の基準税率をもつて算定した当該指定市を包括する道府県の法

人の行う事業に対する事業税の収入見込額を基礎として地方税法第七十二条の七十六の規定の例により算定した当該指定市の法人事業税交付金の収入見込額、当該指定市の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の軽油引取税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該指定市の市町村交付金の収入見込額の合算額）とする。

2・3 略

附 則

（令和三年度分の交付税の総額の特例）

第四条 令和三年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第五号までに掲げる額の合算額に六千億円 を加算した額から第六号から第八号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に対して交付する特別交付税（附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。）に充てるための千三百二十六億二千七百二十九万七千円を加算した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 地方交付税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第一号）第

一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」という。）附則

人の行う事業に対する事業税の収入見込額を基礎として地方税法第七十二条の七十六の規定の例により算定した当該指定市の法人事業税交付金の収入見込額、当該指定市の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の軽油引取税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該指定市の市町村交付金の収入見込額の合算額）とする。

2・3 略

附 則

（令和二年度分の交付税の総額の特例）

第四条 令和二年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第五号までに掲げる額の合算額に三千五百億円を加算した額から第六号から第九号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に対して交付する特別交付税（附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。）に充てるための三千四百二十三億四千九百一万二千円を加算した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第

一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」という。）附則

第四条の二第一項及び第四項の規定において令和三年度分の交付税の総額に加算することとされていた額	二千二百四十六億円
三 旧法附則第四条の二第三項の規定において令和三年度分の交付税の総額に加算することとされていた額	二千五百億円
四 令和三年度における交付税の総額を確保するため前三号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例加算額	一兆七千百六十八億九千九百十七万二千円
（削る）	
五 令和三年度における借入金の額に相当する額	三十兆九千六百二十二億九千五百四十万八千円
六 令和二年度における借入金の額に相当する額	三十兆九千六百二十二億九千五百四十万八千円
七 令和三年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額	七百六十億円
（削る）	
八 旧法附則第四条の二第五項の規定において令和三年度分の交付税の総額から減額することとされていた額	三千四億四千二百四十八万二千円

第四条の二第一項及び第三項の規定において令和二年度分の交付税の総額に加算することとされていた額	二千六百八十七億円
三 令和二年度における交付税の総額を確保するため前二号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例加算額	八千六百五十一億千八百五十万円
四 令和二年度における交付税の総額を確保するため第一号及び第二号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち前号に掲げる額以外の額	一兆七千六百八十八億千八百五十万円
五 令和二年度における借入金の額に相当する額	三十兆九千六百二十二億九千五百四十万八千円
六 令和元年度における借入金の額に相当する額	三十兆九千六百二十二億九千五百四十万八千円
七 令和二年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額	七百七十一億円
八 第五号に掲げる額から地方交付税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第三号に掲げる額を控除した額に相当する額	二千五百億円
九 旧法附則第四条の二第四項の規定において令和二年度分の交付税の総額から減額することとされていた額	二千三百五十四億八千四百四十万

(令和四年度以降の各年度分の交付税の総額の特例等)

第四条の二 令和四年度以降の各年度分の交付税の総額は、当分の間、第六

条第二項の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

2 令和四年度から令和三十八年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、前項の規定による額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号及び第三号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 当該各年度における借入金の額に相当する額

二 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

三 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

(削る)

3 令和四年度から令和十四年度までの各年度分の交付税の総額は、前項の規定による額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

円

(令和三年度以降の各年度分の交付税の総額の特例等)

第四条の二 令和三年度以降の各年度分の交付税の総額は、当分の間、第六

条第二項の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

2 令和三年度から令和三十四年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、前項の規定による額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号及び第三号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 当該各年度における借入金の額に相当する額

二 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

三 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

な額

3 令和三年度分の交付税の総額は、前項の規定による額に前条第八号に掲げる額を加算した額とする。

4 令和三年度から令和十四年度までの各年度分の交付税の総額は、令和三年度にあつては第二項の規定による額に同年度において前項の規定により加算される額及び次の表の上欄に掲げる同年度に応ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とし、令和四年度から令和十四年度までの各年度については第二項の規定による額に同表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額

年 度	金 額

令和四年度	千六百五十六億円
令和五年度	千二百十七億円
令和六年度	八百三十四億円
令和七年度	七百七十五億円
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	三百三十四億円
令和十年度	四十一億円
令和十一年度	十四億円
令和十二年度	七億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

4

地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額

に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第四号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第三号に掲げる額に相当する額及び旧法附則第四条第四号に掲げる額に相当する額を令和四年度から令和二十六年度までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は

令和三年度

二千九十二億円

令和四年度	千六百五十六億円
令和五年度	千二百十七億円
令和六年度	八百三十四億円
令和七年度	七百七十五億円
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	三百三十四億円
令和十年度	四十一億円
令和十一年度	十四億円
令和十二年度	七億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

5

地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第四号に掲げる額に相当する額、旧法

四条第三号に掲げる額に相当する額及び前条第四号に掲げる額に相当する額を令和三年度から令和二十六年度までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、令和三年度にあつ

附則第

、令和四

年度から令和八年度までの各年度にあつては前項の規定による額から二千四百六十億七千七百八万二千円を、令和九年度から令和十二年度までの各年度にあつては同項の規定による額から一千六百十六億八百二十七万六千円を、令和十三年度及び令和十四年度にあつては同項の規定による額から九百八十二億六千七百六十九万四千円を、令和十五年度から令和二十五年度までの各年度にあつては第二項の規定による額から九百八十二億六千七百六十九万四千円を、令和二十六年度にあつては同項の規定による額から九百八十二億六千七百七十万二千円をそれぞれ減額した額とする。

5 | 令和四年度から令和十八年度までの各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち、平成二十八年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額である二千二百四十五億八百六十万円及び令和元年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額である四千八百十一億八百七十八万二千円について、令和四年度から令和八年度までの各年度にあつては同項に規定する合算額から四百四十九億百七十二万円を、令和九年度から令和十七年度までの各年度にあつては同項に規定する合算額から四百八十一億千八十七万八千円を、令和十八年度にあつては同項に規定する合算額から四百八十一億千八十八万円をそれぞれ減額する。

6 | 略

ては前項の規定による額から三千四億四千二百四十八万二千円を、令和四

年度から令和八年度までの各年度にあつては同項の規定による額から二千四百六十億七千七百八万二千円を、令和九年度から令和十二年度までの各年度にあつては同項の規定による額から二千六百十六億八百二十七万六千円を、令和十三年度及び令和十四年度にあつては同項の規定による額から九百八十二億六千七百六十九万四千円を、令和十五年度から令和二十五年度までの各年度にあつては第二項の規定による額から九百八十二億六千七百六十九万四千円を、令和二十六年度にあつては同項の規定による額から九百八十二億六千七百七十万二千円をそれぞれ減額した額とする。

6 | 令和四年度から令和八年度までの各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち、平成二十八年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額である二千二百四十五億八百六十万円について、

7 | 第二項第一号及び第二号の借入金の額は、特別会計に関する法律附則第四条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。

減額する。

7 | 第二項第一号及び第二号の借入金の額は、特別会計に関する法律附則第四条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。

(令和四年度における臨時財政対策のための特例加算)

第四条の三 令和四年度において、地方財政の状況等に鑑み、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、同年度分の交付

税の総額については、前条第四項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2 前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五の二第一項に規定する地方債（第一号において「臨時財政対策債」という。）で、令和四年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの（発行について同法第五条の三第六項の規定による届出がされるもののうち、同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）の予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一 第十二条第三項の表第四十七号(1)から(8)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る令和四年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額

二 その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額
(特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入)

第五条 略

2 前項に規定する測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる

(令和三年度及び令和四年度における臨時財政対策のための特例加算)

第四条の三 令和三年度及び令和四年度において、地方財政の状況等に鑑み、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、当該各年度分の交付

税の総額については、前条第五項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2 前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五の二第一項に規定する地方債（第一号において「臨時財政対策債」という。）で、令和三年度及び令和四年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの（発行について同法第五条の三第六項の規定による届出がされるもののうち、同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）の予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一 第十二条第三項の表第四十八号(1)から(8)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る当該各年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額

二 その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額
(特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入)

第五条 略

2 前項に規定する測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる

表示単位に基づいて、総務省令の定めるところにより算定する。

表示単位に基づいて、総務省令の定めるところにより算定する。

測定単位の種類	測定単位の算定の基礎	表示単位
一・二 略	三 公害防止事業費の財源に充てるため発行 公害の防止に関する事業に係る国の財政上 の特別措置に関する法律（昭和四十六年 法律第七十号）第五条の規定により総 務大臣が指定したものに係る当該年度に 得た地方債に 係る元利償還金 おける元利償還金	千円

測定単位の種類	測定単位の算定の基礎	表示単位
一・二 略	三 公害防止事業費の財源に充てるため発行 公害の防止に関する事業に係る国の財政上 の特別措置に関する法律（昭和四十六年 法律第七十号）第五条の規定により総 務大臣が指定したものに係る当該年度に 得た地方債に 係る元利償還金 おける元利償還金	千円

地方団

2 略

（地域社会再生事業費の基準財政需要額への算入）

第五条の四 略

（地域デジタル社会推進費の基準財政需要額への算入）

第六条 令和三年度及び令和四年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十二条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用								
道府県	地域デジタル 社会推進費	人口									
市町村	社会推進費	人口									
		一人につき	一人につき								
		七六〇	五二〇								
		円	円								
2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定単位</th><th>測定単位の数値の算定の基礎</th><th>表示単位</th><th>表示単位</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td><td>官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口</td><td>人</td><td>人</td></tr> </tbody> </table>				測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位	表示単位	人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人	人
測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位	表示単位								
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人	人								
<p>第六条の二 令和三年度及び令和四年度 の各年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例</p> <p>（令和三年度及び令和四年度 の各年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例）</p>											
<p>第六条 令和二年度から令和四年度までの各年度分の交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、令和三年度にあつては第十二条の規定により算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とし、令和三年度及び令和四年</p>											
<p>第六条 令和二年度から令和四年度までの各年度分の交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、令和二年度にあつては第十二条の規定により算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とし、令和三年度及び令和四年</p>											

度にあつては同条の規定により算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

一 三兆二千四百二十億四千九百九十六万六千円に当該道府県の控除前財源不足額（この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

二 二兆二千三百七十五億九千百六十八万八千円に当該市町村の控除前財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

2 控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

一 令和二年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

二 令和元年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

三 平成三十年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当

度にあつては同条の規定により算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

一 一兆七千二百十一億二千四百二十九万二千円に当該道府県の控除前財源不足額（この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

二 一兆四千百八十六億三千百七十万九千円 に当該市町村の控除前財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

2 控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

一 令和元年度における基準財政収入額を旧法

一 令和元年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

二 平成三十年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）による 改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当

該年度の基準財政需要額で除して得た数値

四 平成二十九年度における基準財政収入額を地方交付税法及び特別会計に
関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四号）第一条の規定による

改定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

五 平成二十八年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

（削る）

該年度の基準財政需要額で除して得た数値

三 平成二十九年度における基準財政収入額を地方交付税法及び特別会計に
関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四号）による

改定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

四 平成二十八年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）による 改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

五 平成二十七年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十四号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

三 略

都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定したこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

（交通安全対策特別交付金の基準財政収入額への算入）

第六条の三 略

（交通安全対策特別交付金の基準財政収入額への算入）

第六条の二

当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第十六

条第一項の規定による交通安全対策特別交付金の収入見込額を加算した額とする。

(令和三年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第七条の四 令和三年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付すべき

普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからチまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下

この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号。以下この条において「平成二十三年法律第百二十号」という。）、地方税法及び国有资产等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号。以下この条において「平成三十一年地方税法等改正法」という。）、地方

(令和二年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第七条の四 令和二年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付すべき

普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからリまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下

この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号。以下この条において「平成二十三年法律第百二十号」という。）、地方税法及び国有资产等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号。以下この条において「平成三十一年地方税法等改正法」という。）、地方

税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号。以下この条において「令和二年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三号。以下この条において「令和三年地方税法等改正法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二百十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六号。以下この条において「平成二十九年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第八号。以下この条において「平成三十一年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「令和二年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三号。以下この条において「令和三年地方税法等改正法」という。）

税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号。以下この条において「令和二年地方税法等改正法」という。）

、東日本大震災の被災者等に係る
国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」）

、所得稅法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得稅法等改正法」という。）、所得稅法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年所得稅法等改正法」という。）、所得稅法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この条において「平成三十一年所得稅法等改正法」という。）及び下この条において「平成三十一年所得稅法等改正法」という。）及び所得稅法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「令和二年所得稅法等改正法」という。）の施行

一部を改正する法律（令和三年法律第号。以下この条において

「令和三年所得税法等改正法」という。)の施行による個人の道府県民税に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

口 平成二十三年法律第三十号、地方税法等の一部を改正する等の法律

(平成二十八年法律第十三号。以下この条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。)、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。)、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法

、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得稅法等改正法及び令和三年所得税法等改正法の施行による法人の道府

県民税に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法及び令和二年所得稅法等改正法

の施行による法人の道府県民税に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法

成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による個人の行う事業に対する事業税に係る令和二年度の東日本大震災に

係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和

による個人の道府県

民税に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

口 平成二十三年法律第三十号、地方税法等の一部を改正する等の法律

(平成二十八年法律第十三号。以下この条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。)、震災特例法、

震災特例法改正法、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。)、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。)、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法及び令和二年所得稅法等改正法

の施行による法人の道府県民税に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法

成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による個人の行う事業に対する事業税に係る令和二年度の東日本大震災に

係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災

三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四

年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法の施行による法人

の行う事業に対する事業税に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

示 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処す

るための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律

(平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。)、平成二十三年法律第一百二十号、平成二

十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、地方税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四号。以下この条におい

て「平成二十六年地方税法等改正法」という。)、地方税法等の一部

を改正する法律(平成二十七年法律第二号)、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法及び令和三年地方税法等改正法の施行による不動産取得税に係

る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

(削る)

特例法、

震災特例法改正法、平成二十四

年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法及び平成三十一年所得税法等改正法の施行による法人

の行う事業に対する事業税に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

示 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処す

るための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律

(平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。)、平成二十三年法律第一百二十号、平成二

十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、地方税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四号。以下この条におい

て「平成二十六年地方税法等改正法」という。)、地方税法等の一部

を改正する法律(平成二十七年法律第二号)、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による不動産取得税に係

る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法及び平成三十一年

一年地方税法等改正法の施行による平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（次号亦において「平成二十八年改正前の地方税法」という。）に規定する自動車取得税に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による自動車税に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ト 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法及び令和三年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した

額

チ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法の施行による特別法人事業譲与税に係る令和三年度

二十八年地方税法等改正法第九条の規定による廃止前的地方法人特別

の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二イからへまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成三十一地方税法等改正法、令和二年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、平成三十二年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法の施行による個人の市町村民税に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税に係る令和二年大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

譲与税に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二イからへまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成三十一地方税法等改正法、令和二年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法

、平成二十八年所得税法等改正法及び令和二年所得税法等改正法

法、平成三十一年所得税法等改正法及び令和二年所得税法等改正法の施行による個人の市町村民税に係る令和二年大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法及び令和三年所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税に係る令和二年大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二

ハ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二

十三年法律第二百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法及び令和三年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

亦 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、平成三十二年所得稅法等改正法及び令和三年所得稅法等改正法の施行による法人事業税交付金に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 平成三十一年地方税法等改正法の施行による環境性能割交付金に係る令和三年度

の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

(基準税額等の算定方法の特例)

十三年法律第二百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

亦 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車取得税交付金に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 平成三十一年地方税法等改正法の施行による地方税法第二百七十七条の六の規定により市町村に対し交付するものとされる環境性能割に係る交付金に係る令和二年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

(基準税額等の算定方法の特例)

第八条 当分の間、第十四条第三項の表の中欄に掲げる収入の項目のうち、

道府県民税の所得割、法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税、特別法人事業譲与税、市町村民税の所得割及び法人税割、利子割交付金、法人事業税交付金並びに特別とん譲与税に係る同表の基準税額等（以下この条において「基準税額等」という。）を算定する場合において、これらの収入の項目に係る当該年度の前年度分の基準税額等（道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに特別法人事業譲与税にあつてはこれらの収入の項目に係る同年度分の基準税額等からこれらの収入の項目の減収補填のため同年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、市町村民税の法人税割、利子割交付金及び法人事業税交付金にあつてはこれらの収入の項目に係る同年度分の基準税額等からこれらの収入の項目の減収補填のため同年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、市町村民税の所得割及び法人税割、利子割交付金並びに法人事業税交付金にあつてはこれらの収入の項目に係る同年度分の基準税額等からこれらの収入の項目の減収補填のため同年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、市町村民税の所得割及び法人税割、利子割交付金並びに法人事業税交付金にあつてはこれらの収入の項目に係る同年度分の基準税額等からこれらの収入の項目の減収補填のため同年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。）のうち算定過少又は算定過大と認められる額として総務省令の定めるところにより算定した額について第十五条第一項の規定による当該前年度の特別交付税の算定の基礎に算入されなかつた部分に相当する額があるときは、当該算入されなかつた部分に相当する額（当該部分に相当する額のうち、当該年度及び当該年度の翌年度において同項の規定により特別交付税の算定の基礎に算入される額がある場合には、当該算入される額に相当する額を除く。）を総務省令で定めるところにより当該年度以後三年度以内の年度分の基準税額等に加算し、又は減額することができる。

第八条 当分の間、第十四条第三項の表の中欄に掲げる収入の項目のうち、

道府県民税の所得割、法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税、特別法人事業譲与税、市町村民税の所得割及び法人税割、利子割交付金、法人事業税交付金並びに特別とん譲与税に係る同表の基準税額等（以下この条において「基準税額等」という。）を算定する場合において、これらの収入の項目に係る当該年度の前年度分の基準税額等（道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに特別法人事業譲与税にあつてはこれらの収入の項目に係る同年度分の基準税額等からこれらの収入の項目の減収補填のため同年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、市町村民税の所得割及び法人税割、利子割交付金並びに法人事業税交付金にあつてはこれらの収入の項目に係る同年度分の基準税額等からこれらの収入の項目の減収補填のため同年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、市町村民税の所得割及び法人税割、利子割交付金並びに法人事業税交付金にあつてはこれらの収入の項目に係る同年度分の基準税額等からこれらの収入の項目の減収補填のため同年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、市町村民税の所得割及び法人税割、利子割交付金並びに法人事業税交付金にあつてはこれらの収入の項目に係る同年度分の基準税額等からこれらの収入の項目の減収補填のため同年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。）のうち算定過少又は算定過大と認められる額として総務省令の定めるところにより算定した額について第十五条第一項の規定による当該前年度の特別交付税の算定の基礎に算入されなかつた部分に相当する額があるときは、当該算入されなかつた部分に相当する額（当該部分に相当する額のうち、当該年度及び当該年度の翌年度において同項の規定により特別交付税の算定の基礎に算入される額がある場合には、当該算入される額に相当する額を除く。）を総務省令で定めるところにより当該年度以後三年度以内の年度分の基準税額等に加算し、又は減額することができる。

(沖縄県に係る基準財政需要額の算定方法等の特例)

(沖縄県に係る基準財政需要額の算定方法等の特例)

第九条 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村に対して交付すべき昭和四十七年度から令和三年度までの各年度分の普通交付税の額を算定する場合においては、第十二条第三項の測定単位の算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正、第十四条の基準財政収入額の算定方法その他普通交付税の額の算定上必要な事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例)

第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体に対して交付すべき令和三年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず、又は適当でないと認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(令和三年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一条 令和三年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額

は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。）及び令和三年度震災復興特別交付税額（旧法附則第十二条第一項の規定により令和三年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する令和二年度震災復興特別交

第九条 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村に対して交付すべき昭和四十七年度から平成三十三年度までの各年度分の普通交付税の額を算定する場合においては、第十二条第三項の測定単位の算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正、第十四条の基準財政収入額の算定方法その他普通交付税の額の算定上必要な事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例)

第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体に対して交付すべき令和二年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず、又は適當でないと認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(令和二年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一条 令和二年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額

は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。）及び令和二年度震災復興特別交付税額（旧法附則第十二条第一項の規定により令和二年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する令和元年度震災復興特別交

付税額の一部及び附則第四条に規定する震災復興特別交付税に充てるための千三百二十六億二千七百二十九万七千円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、令和三年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額及び令和三年度震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び令和三年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

（令和三年度震災復興特別交付税額の一部の令和四年度における交付等）

第十二条 令和三年度分として交付すべき交付税の総額のうち令和三年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を令和三年度内に交付しないで、当該総務大臣が定める額以内の額（旧法附則第十二条第一項の規定により令和三年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一條に規定する令和二年度震災復興特別交付税額の一部のうち、令和三年度内に交付しない額を除く。）を第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、令和四年度分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

2 前項の規定により令和三年度震災復興特別交付税額の一部を令和四年度分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による令和三年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における令和四年度分の交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交

付税額の一部及び附則第四条に規定する震災復興特別交付税に充てるための三千四百二十三億四千九百一万二千円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、令和二年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額及び令和二年度震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び令和二年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

（令和二年度震災復興特別交付税額の一部の令和三年度における交付等）

第十二条 令和二年度分として交付すべき交付税の総額のうち令和二年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を令和二年度内に交付しないで、当該総務大臣が定める額以内の額（旧法附則第十二条第一項の規定により令和二年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一條に規定する令和二年度震災復興特別交付税額の一部のうち、令和二年度内に交付しない額を除く。）を第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、令和三年度分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

2 前項の規定により令和二年度震災復興特別交付税額の一部を令和三年度分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による令和二年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における令和三年度分の交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交

付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。）を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による令和三年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における令和四年度分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び同項の規定により加算された令和三年度震災復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。

（震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例）

第十三条 令和三年度及び令和四年度において、各地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関する特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、

第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「額を」とあるのは「額（附則第四条に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。）を」と、「当該年度の特別交付税の総額」とあるのは「、令和三年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十一条に規定する令和三年度震災復興特別交付税額を、令和四年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する令和三年度震災復興特別交付税額

付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。）を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による令和二年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における令和三年度分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び同項の規定により加算された令和二年度震災復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。

（震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例）

第十三条 令和二年度及び令和三年度において、各地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関する特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、

第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「額を」とあるのは「額（附則第四条に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。）を」と、「当該年度の特別交付税の総額」とあるのは「、令和二年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十一条に規定する令和二年度震災復興特別交付税額を、令和三年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する令和二年度震災復興特別交付税額

の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

(令和三年度及び令和四年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例)

第十四条 令和三年度及び令和四年度における第十六条第一項の規定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「の前年度の交付税の総額」とあるのは、令和三年度にあつては「から附則第十一条に規定する令和三年度震災復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第一号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する令和二年度震災復興特別交付税額のうち令和二年度において交付された額を控除した額」と、令和四年度にあつては「から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する令和三年度震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に規定する令和三年度震災復興特別交付税額のうち令和三年度において交付された額を控除した額」とする。

(震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還)

第十五条 令和三年度及び令和四年度において、総務大臣は、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実績、東日本大震災のための財政収入の減少の状況その他の事由により、平成二十三年度以降に地方

の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

(令和二年度及び令和三年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例)

第十四条 令和二年度及び令和三年度における第十六条第一項の規定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「の前年度の交付税の総額」とあるのは、令和二年度にあつては「から附則第十一条に規定する令和二年度震災復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する令和二年度震災復興特別交付税額のうち令和二年度において交付された額を控除した額」と、令和三年度にあつては「から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する令和元年度震災復興特別交付税額のうち令和元年度において交付された額を控除した額」と、令和三年度にあつては「から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する令和二年度震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に規定する令和二年度震災復興特別交付税額のうち令和二年度において交付された額を控除した額」とする。

(震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還)

第十五条 令和二年度及び令和三年度において、総務大臣は、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実績、東日本大震災のための財政収入の減少の状況その他の事由により、平成二十三年度以降に地方

団体に交付した震災復興特別交付税の額が、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額に満たないときは当該満たない額を、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額を超えるときは当該超える額（次項及び第三項において「超過交付額」という。）を、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額とすることができる。

2 略

3 令和五年度以降の各年度において、総務大臣は、超過交付額が生じた地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超過交付額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該超過交付額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならぬ。

4・5 略

4 前二項の場合においては、第十九条第三項、第六項前段、第七項及び第八項並びに第二十条の規定を準用する。

5 第二項及び第三項の場合における第四条及び第二十三条の規定の適用については、第四条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条（附則第十

団体に交付した震災復興特別交付税の額が、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額に満たないときは当該満たない額を、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額を超えるときは当該超える額（次項及び第三項において「超過交付額」という。）を、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額とすることができる。

2 前項の場合において、総務大臣は、超過交付額が総務省令で定める時期に交付すべき震災復興特別交付税の額を超える地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超える額を限度として、総務大臣が定める額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

3 令和四年度以降の各年度において、総務大臣は、超過交付額が生じた地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超過交付額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該超過交付額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

		道府県	地方団
		一 警察費	経費の種類
二 土木費		測定単位	
道路の延長	道路の面積	警察職員数	
メートル 一キロ 一、九五八、〇〇〇	千平方 メートルにつ き	一人につ き 八、五三四、〇〇〇	単位費用 円

別表第一（第十二条第四項関係）

		道府県	地方団
		一 警察費	経費の種類
二 土木費		測定単位	
道路の延長	道路の面積	警察職員数	
メートル 一キロ 一、九五三、〇〇〇	千平方 メートルにつ き	一人につ き 八、三七一、〇〇〇	単位費用 円

別表第一（第十二条第四項関係）

五条第四項において準用する場合を含む。）」と、同条第五号中「第二十条の二第四項」とあるのは「第二十条の二第四項及び附則第十五条第四項」と、同条第六号中「第二十条」とあるのは「第二十条（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）」と、第二十三条第六号中「第二十条の二第四項」とあるのは「第二十条の二第四項及び附則第十五条第四項」と、同条第七号中「の規定により同条第二項」とあるのは「（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定により第二十条第二項（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）」とする。

1 小学校費	2 河川費	3 港湾費	4 その他の	1 教育費	2 土木費	3 三								
教職員数	河川の延長	港湾における 係留施設	港湾における 係留施設	人口	の延長	る外郭施設	漁港における の延長	る係留施設	漁港における の延長	る外郭施設	港湾における の延長	き	ルにつ	き
つき	一キロ	一メートル	一メートル	一人に	つき	トルに	一メー	トルに	つき	トルに	つき	一メー	き	ルにつ
六、〇四〇、〇〇〇	一八七、〇〇〇	二九、〇〇〇	五、六四〇	一、一二五〇	五、一三〇	一〇、一一〇	一〇、一〇〇							

1 小学校費	2 河川費	3 港湾費	4 その他の	1 教育費	2 土木費	3 三								
教職員数	河川の延長	港湾における 係留施設	港湾における 係留施設	人口	の延長	る外郭施設	漁港における の延長	る係留施設	漁港における の延長	る外郭施設	港湾における の延長	き	ルにつ	き
つき	一キロ	一メートル	一メートル	一人に	つき	トルに	一メー	トルに	つき	トルに	つき	一メー	き	ルにつ
六、〇五六、〇〇〇	一八四、〇〇〇	二八、七〇〇	五、八六〇	一、二七〇	五、四三〇	一〇、二〇〇	一〇、一〇〇							

2 費 社会福祉	1 厚生労働費 生活保護費	四				5 その他の 教育費	学校費	4 特別支援 教職員数	費 高等学校 教職員数	2 中学校費 教職員数		
		人口	町村部人口	の数	童及び生徒 の幼児、児	私立の学校 の学生の数	校及び大学 高等専門学 校	人口	学級数	生徒数		
一 人 に	つ き	一人 に	一人 に	つ き	一人 に	つ き	一人 に	つ き	一 学 級	一 人 に	つ き	
一九、 四〇〇	九、 四八〇				三〇一、 一四〇		二一一、 〇〇〇		二、 二〇七、 〇〇〇	五、 八三〇、 〇〇〇	六、 七〇八、 〇〇〇	六、 〇八九、 〇〇〇

2 費 社会福祉	1 厚生労働費 生活保護費	四				5 その他の 教育費	学校費	4 特別支援 教職員数	費 高等学校 教職員数	2 中学校費 教職員数		
		人口	町村部人口	の数	童及び生徒 の幼児、児	私立の学校 の学生の数	校及び大学 高等専門学 校	人口	学級数	生徒数		
一 人 に	つ き	一人 に	一人 に	つ き	一人 に	つ き	一人 に	つ き	一 学 級	一 人 に	つ き	
一八、 〇〇〇	九、 二六〇				二九七、 五〇〇		二一二、 〇〇〇		二、 二一四、 〇〇〇	五、 九一八、 〇〇〇	六、 五九七、 〇〇〇	六、 一二四、 〇〇〇

六 総務費	4 商工行政	3 水産行政	費	2 林野行政	1 農業行政	五 産業経済費	5 労働費	4 高齢者保 健福祉費	3 衛生費
人口	水産業者数	面積	公有林野の 面積	林野の面積	公有以外の 農家数	一戸に	人口	上人口	人口
つき	一人に	つき	につき	タール	につき	一ヘク	つき	一人に	につき
二、〇七〇		三六〇、〇〇〇		一五、四〇〇	五、三〇〇	一一六、〇〇〇	四四〇	一〇〇、〇〇〇	五八、三〇〇
									一五、三〇〇

六 総務費	4 商工行政	3 水産行政	費	2 林野行政	1 農業行政	五 産業経済費	5 労働費	4 高齢者保 健福祉費	3 衛生費
人口	水産業者数	面積	公有林野の 面積	林野の面積	公有以外の 農家数	一戸に	人口	上人口	人口
つき	一人に	つき	につき	タール	につき	一ヘク	つき	一人に	につき
一、九五〇		三三五、〇〇〇		一五、四〇〇	五、二六〇	一〇七、〇〇〇	四三五	九七、二〇〇	五四、一〇〇
									一四、九〇〇

1 徴税	2 恩給費	3 地域振興費	七 災害復旧費	八 事業費	九 人口者数	十 恩給受給権	十一 世帯数
につき	につき	につき	千円につき	千円につき	一人につき	一人につき	一世帯につき
の財源に充て る事業費等に おいて国が補 正予算等によ るまでの各年 度から平成十 四年度までの 年	償還費	補正予算債	災害復旧事 業費の財源に 充てるため發 行に同意又は 許可を得た地 方債に係る元利 償還金	千円につき	八〇〇	八七九、〇〇〇	五、九八〇
の財源に充て る事業費等に おいて国が補 正予算等によ るまでの各年 度から平成十 四年度までの 年	償還費	補正予算債	災害復旧事 業費の財源に 充てるため發 行に同意又は 許可を得た地 方債に係る元利 償還金	千円につき	八〇〇	八七九、〇〇〇	五、九八〇

1 徴税費	2 恩給費	3 地域振興費	七 災害復旧費	八 補正予算債	八 償還費
世帯数	恩給受給権	人口	者数	恩給受給権	につき
一人に	一人に	人口	者数	恩給受給権	につき
につき	につき	千円に	つき	災害復旧事	に充てるた
につき	につき	業費の財源	つき	め発行につ	め発行につ
につき	につき	に充てるた	つき	いて同意又	いて同意又
につき	につき	業費の財源	つき	は許可を得	は許可を得
につき	につき	に充てるた	つき	た地方債に	た地方債に
につき	につき	業費の財源	つき	係る元利償	係る元利償
につき	につき	に充てるた	つき	還金	平成四年度
につき	につき	業費の財源	つき	から平成十	から平成十
につき	につき	に充てるた	つき	年度までの	年度までの
につき	につき	業費の財源	つき	各年度にお	各年度にお
につき	につき	に充てるた	つき	いて国との補	いて国との補
につき	につき	業費の財源	つき	正予算等に	正予算等に
につき	につき	に充てるた	つき	係る事業費	係る事業費
につき	につき	業費の財源	つき	の財源に充	の財源に充

八 ○ ○			九 五 ○	五 三 五	八 八 四 、 ○ ○ ○	五 九 三 ○
-------------	--	--	-------------	-------------	---------------------------------	------------------

九

地方税減収

地方税の減 債の額	を得た地方 意又は許可	について同 るため発行	財源に充て る事業費の 予算等に係	て国の補正	年度におい 度までの各 ら令和二年	十六年度か 及び平成 四年度	度、平成十 三年に 償還金	てのため發 行を許可さ れた地方債 に係る元利	
								千円に つき	千円に つき

六〇

三四

九

地方税減収

地方税の減 債の額	を得た地方 意又は許可	について同 るため発行	財源に充て る事業費の 予算等に係	て国の補正	年度におい 度までの各 ら令和元年	十六年度か 及び平成 十四年度ま で及び平成 度から平成 度、平成十 一年に 償還金	に係る元利	てのため發 行を許可さ れた地方債 に係る元利	
								千円に つき	千円に つき

三四

五四

補填債償還費

(削る)

債償還費

十
財源対策

二年 度から 令和 二年 度まで	平成 十三年	の額	得 た地方債	又 は許可を ついて同 意	別 に発行に ついて同 意	で の各年 度	和 二年 度ま で	年 度から 令 め平 成十三	收 補填 のた つき
つき	千円に								

五
四

補填債償還費

十一
例債
償還費
臨時財
政特

債償
還費

十
財源対策

元 年 度 ま で	度 か ら 令 和 一 年	地 方 債 の 額	許 可 さ れ た	別 に 發 行 を	に お い て 特	成 十二 年 度	年 度 及 び 平	め 平 成 十一	例 對 策 の た つき	臨 時 財 政 特	の 額	得 た 地 方 債	又 は 許 可 を つ い て 同 意	別 に 發 行 を つ い て 同 意	で の 各 年 度	和 元 年 度 ま で	年 度 か ら 令 め 平 成 十一	收 補填 の た つき	
つき	千円に								つき	千円に									

三
三

二
八

十一
債償還費
減税補填

当該各年度	の減収を補填するため	度から平成十八年度までの各年度	度まで及び	ら平成八年成六年度から平成八年等による平	る特別減税	額	個人の道府県民税に係	た地方債の	は許可を得て発行について同意又	の各年度の財源対策のため当該各

五九

十二
債償還費
減税補填

当該各年度	の減収を補填するため	度から平成十八年度までの各年度	度まで及び	ら平成八年成六年度から平成八年等による平	る特別減税	額	個人の道府県民税に係	た地方債の	は許可を得て発行について同意又	の各年度の財源対策のため当該各

三四

において特

別に起こす

ことができる

ることとさ

れた地方債

の額

十二 臨時財政
対策債償還費

千円に

臨時財政対
策のため平
成十三年度
から令和二
年までの

各年度にお
いて特別に
起こすこと
ができるこ
ととされた

年度まで
の各年度にお
いて特別に
起こすこと
ができるこ
ととされた

十三 東日本大
震災全国緊急
防災施策等債
償還費

千円に

一〇三

六〇

において特

別に起こす

ことができる

ることとさ

れた地方債

の額

十三 臨時財政
対策債償還費

千円に

臨時財政対
策のため平
成十三年度
から令和元
年までの

各年度にお
いて特別に
起こすこと
ができるこ
ととされた

年度まで
の各年度にお
いて特別に
起こすこと
ができるこ
ととされた

十四 東日本大
震災全国緊急
防災施策等債
償還費

千円に

一〇三

六一

市町村										
一 消防費	十五 國土強靭化施策債償還費									
人口	地方債の額	許可を得たて同意又は	発行について	充てるため	する費用に	化施策に要	て國土強靭	におい	令和元年度	額
つき 一人に 二、四〇〇 円								つき 千円に		

3 費 都 市 計 画		2 港 湾 費		1 よ う 費 土 木 費 道 路 橋 り	
域 に お け る	都 市 計 画 区	都 市 計 画 の 延 長	漁 港 に お け る 外 郭 施 設	漁 港 に お け る 係 留 施 設	漁 港 に お け る 外 郭 施 設
つ き	つ き	つ き	一 メ ー	つ き	一 メ ー
九 九 四	九 九 四	三 七 一 〇	一 〇 、 一 〇 〇	五 、 六 四 〇	二 八 、 一 〇 〇
					一 九 一 、 〇 〇 〇

3 費 都 市 計 画		2 港 湾 費		1 よ う 費 土 木 費 道 路 橋 り	
域 に お け る	都 市 計 画 区	都 市 計 画 の 延 長	漁 港 に お け る 外 郭 施 設	漁 港 に お け る 係 留 施 設	漁 港 に お け る 外 郭 施 設
つ き	つ き	つ き	一 メ ー	つ き	一 メ ー
九 九 一	九 九 一	三 八 三 〇	一 〇 、 二 〇 〇	五 、 八 六 〇	二 七 、 八 〇 〇
					一 九 〇 、 〇 〇 〇

	2 中学校費		1 小学校費		6 その他の 土木費		5 下水道費		4 公園費
学校数	学級数	生徒数	学校数	学級数	児童数	人口	人口	面積	都市公園の 人口
一校につき	一学級につき	一人につき	一校につき	一学級につき	一人につき	一人につき	一人につき	ルメートルにつき	一千平方メートルにつき
九、七五二、〇〇〇	一、一二九、〇〇〇	四二、三〇〇	一〇、八六二、〇〇〇	九一二、〇〇〇	四四、五〇〇	一、四三〇	九九	三七、〇〇〇	五三四

学校数	学級数	生徒数	学校数	学級数	児童数	人口	人口	面積	都市公園の	人口	人口	一人に
一校に	につき	つき	につき	につき	につき	につき	につき	ルにつ	千平方メート	つき	三七、〇〇〇	五三六
九、一四七、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	四二、六〇〇	一〇、二四四、〇〇〇	八九三、〇〇〇	四四、六〇〇	一、四八〇	九七					
2 中学校費	1 小学校費 教育費	3 土木費	4 公園費	5 下水道費	6 その他の	7 人口	8 人口	9 面積	10 都市公園の	11 人口	12 人口	13 一人に

	4 費 健 福 祉 費	3 費 保 健 衛 生	2 費 社 會 福 祉	1 厚 生 費 生活保護	四	4 教 育 費	3 費 高 等 學 校					
七十五歳以 上人口	六十五歳以 上人口	人口	人口	市部人口	もの数	就学前子ども	園の小学校	認定こども	幼稚園及び 幼保連携型	人口	生徒数	教職員数
一 人 に	つ き	つ き	つ き	つ き	つ き	つ き	つ き	つ き	つ き	つ き	つ き	つ き
八七、 四〇〇	七三、 四〇〇	八、 二一〇	二七、 六〇〇	九、 四三〇			六七四、 〇〇〇		五、 七四〇		七六、 三〇〇	六、 六四一、 〇〇〇

	4 費 健 福 祉 費	3 費 保 健 衛 生	2 費 社 會 福 祉	1 厚 生 費 生活保護	四	4 教 育 費	3 費 高 等 學 校					
七十五歳以 上人口	六十五歳以 上人口	人口	人口	市部人口	もの数	就学前子ども	園の小学校	認定こども	幼稚園及び 幼保連携型	人口	生徒数	教職員数
一 人 に	つ き	つ き	つ き	つ き	つ き	つ き	つ き	つ き	つ き	つ き	つ き	つ き
八四、 八〇〇	六九、 三〇〇	七、 九三〇	三六、 五〇〇	九、 二三〇			六六二、 〇〇〇		五、 七〇〇		七三、 三〇〇	六、 五五〇、 〇〇〇

	費	3 地域振興	2 基本台帳費	1 徵稅費	六 総務費	費	3 商工行政	2 林野水産	1 農業行政	五 産業経済費	5 清掃費
面積	人口	世帯数	戸籍数	世帯数	人口	者数	林業及び水 産業の従業	農家数	人口	上人口	
一キロメートル	一平方	一、〇三七、〇〇〇	一、七七〇	二、一九〇	一、一六〇	四、三一〇	一、三九〇	四〇一、〇〇〇	九三、八〇〇	五、一七〇	

	費	3 地域振興	2 基本台帳費	1 徵稅費	六 総務費	費	3 商工行政	2 林野水産	1 農業行政	五 産業経済費	5 清掃費
面積	人口	世帯数	戸籍数	世帯数	人口	者数	林業及び水 産業の従業	農家数	人口	上人口	
一キロメートル	一平方	一、〇三七、〇〇〇	一、七二〇	二、一七〇	一、一六〇	四、二三〇	一、三三〇	四〇〇、〇〇〇	八八、〇〇〇	五、〇七〇	

七 災害復旧費		八 辺地対策事業債償還費		九 補正予算債償還費	
災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	辺地対策事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	辺地対策事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	千円につき	千円につき
各年度におよぶる平成四年度から平成十一年までの期間にかかる元利償還金	業債償還費	業債償還費	償還費	償還費	償還費
つき	つき	つき	つき	つき	つき

八〇〇

八〇〇

九五〇

八〇〇

八〇

九五〇

三

五三

十 地 方 税 減 収									
補 填 債 償 還 費									
意又は許可を得た地方債の額 千円につき									
の額	得た地方債	又は許可を	別に発行に	ついて同意	において特	での各年度	和二年度ま	年度から令	め平成十五
(削る)									

一八

十 地 方 税 減 収									
補 填 債 償 還 費									
意又は許可を得た地方債の額 千円につき									
の額	得た地方債	又は許可を	別に発行に	ついて同意	において特	での各年度	和元年度ま	年度から令	め平成十一
十一 特例債償還費 臨時財政									
許可された	別に発行を	において特	成十二年度	年度及び平	め平成十一	例対策のた	臨時財政特	の額	千円に

二四

二八

十一 財源対策		度から令和 二年まで	平成十三年	千円につき
債償還費	の各年度の 財源対策の ため当該各 年度において 発行につ いて同意又 は許可を得 た地方債の 額			
度から平成 十八年度ま で及び	度まで及 び	個人の市町 村民税に係 る特別減税 等による平 成六年度か ら平成八年 度まで及び	千円につ き	千円につ き
度から平成 十八年度ま で	度まで及 び	債償還費	十二 減税補填	十二

六〇

五一

十二 財源対策		債償還費	
平成十一年度から令和	地方債の額	平成十一年度まで	の各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十一年度から平成十八年度ま
つき	千円に	つき	十三 減税補填 債償還費
つき	千円に	つき	十二 財源対策

六〇

—

震災全国緊急	十四	対策債償還費	十三	臨時財政	の減収を補填するため
東日本大					当該各年度において特に起こすことができるところとされた地方債
年度から令	平成二十三	かくじゆう	成十三年度	策のため平	当該各年度において特に起こすことができるところとされた地方債
つき	千円に	つき	千円に	の額	の減収を補填するため
地方債の額	ができるこ	きくこと	各年度にお	臨時財政対	当該各年度において特に起こすことができるところとされた地方債
ととされた	ととされた	ととされた	いて特別に	の額	の減収を補填するため
年度から令	平成二十三	かくじゆう	成十三年度	策のため平	当該各年度において特に起こすことができるところとされた地方債
つき	千円に	つき	千円に	の額	の減収を補填するため
地方債の額	ができるこ	きくこと	各年度にお	臨時財政対	当該各年度において特に起こすことができるところとされた地方債
ととされた	ととされた	ととされた	いて特別に	の額	の減収を補填するため
年度から令	平成二十三	かくじゆう	成十三年度	策のため平	当該各年度において特に起こすことができるところとされた地方債
つき	千円に	つき	千円に	の額	の減収を補填するため

一〇三

六〇

震災全国緊急	十五	対策債償還費	十四	臨時財政	の減収を補填するため
東日本大					当該各年度において特に起こすことができるところとされた地方債
年度から令	平成二十三	かくじゆう	成十三年度	策のため平	当該各年度において特に起こすことができるところとされた地方債
つき	千円に	つき	千円に	の額	の減収を補填するため
地方債の額	ができるこ	きくこと	各年度にお	臨時財政対	当該各年度において特に起こすことができるところとされた地方債
ととされた	ととされた	ととされた	いて特別に	の額	の減収を補填するため
年度から令	平成二十三	かくじゆう	成十三年度	策のため平	当該各年度において特に起こすことができるところとされた地方債
つき	千円に	つき	千円に	の額	の減収を補填するため
地方債の額	ができるこ	きくこと	各年度にお	臨時財政対	当該各年度において特に起こすことができるところとされた地方債
ととされた	ととされた	ととされた	いて特別に	の額	の減収を補填するため
年度から令	平成二十三	かくじゆう	成十三年度	策のため平	当該各年度において特に起こすことができるところとされた地方債
つき	千円に	つき	千円に	の額	の減収を補填するため

一〇三

六一

—

—

別表第二（第十二条第五項関係）

地方債の額

市町村	道府県	地 団 体 の 類	測定単位
面積 人口	面積 人口		単位費用
つき つき 三、二七九、〇〇〇 〇〇〇	一人につき 一平方キロ メートルに 一九、〇〇〇 〇〇〇 円	一人につき 一平方キロ メートルに 一、一三三、〇〇〇 〇〇〇 円	九、七七〇 〇〇〇 円

別表第二（第十二条第五項関係）

地方債の額

市町村	道府県	地 団 体 の 類	測定単位
面積 人口	面積 人口		単位費用
つき つき 二、二四四、〇〇〇 〇〇〇	一人につき 一平方キロ メートルに 一七、八〇〇 〇〇〇 円	一人につき 一平方キロ メートルに 一、一一一、〇〇〇 〇〇〇 円	九、一五〇 〇〇〇 円

特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部改正（第二条関係）
 「現行」は、地方交付税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二号）第一条による改正後のもの

（傍線部は改正部分）

改 正 案

附 則

（交付税特別会計における借入金の特例）

第四条 交付税特別会計において、令和三年度から令和三十七年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、令和三年度にあつては三十兆九千六百二十二億九千五百四十万八千円を、令和四年度から令和十年度までの各年度にあつては三十兆九千六百二十二億九千五百四十万八千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に応ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、令和十一年度から令和三十七年度までの各年度にあつては二十七兆六百二十二億九千五百四十万八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金をすることができる。

現 行

附 則

（交付税特別会計における借入金の特例）

第四条 交付税特別会計において、令和二年度から令和三十三年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、令和二年度にあつては三十兆九千六百二十二億九千五百四十万八千円を、令和三年度から令和六年度までの各年度にあつては三十兆九千六百二十二億九千五百四十万八千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に応ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、令和七年度から令和三十三年度までの各年度にあつては二十七兆九千六百二十二億九千五百四十万八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金をすることができる。

年 度	控 除 額
令和四年度	三千億円
令和五年度	千億円

年 度	控 除 額
令和三年度	六千億円
令和四年度	七千億円
令和五年度	八千億円

3	令和四年度から令和二十六年度までの各年度における第二十四条の規定	2	令和四年度以降の各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、当分の間、同条の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。	第五条	令和三年度に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金（森林環境譲与税譲与金に係るもの）の利子の支払に充てるために必要がある場合には、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。	（交付税特別会計における一時借入金の利子の繰入れの特例）	2・3 略	2
3	令和四年度から令和二十六年度までの各年度における第二十四条の規定	2	令和四年度以降の各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、当分の間、同条の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。	第五条	令和二年度に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金（森林環境譲与税譲与金に係るもの）の利子の支払に充てるために必要がある場合には、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。	（交付税特別会計における一時借入金の利子の繰入れの特例）	2	前項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。
3	令和四年度から令和二十六年度までの各年度における第二十四条の規定	2	令和三年度から令和二十六年度までの各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、当分の間、同条の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。	第五条	令和二年度に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金（森林環境譲与税譲与金に係るもの）の利子の支払に充てるために必要がある場合には、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。	（交付税特別会計における一時借入金の利子の繰入れの特例）	2	前項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。
3	令和四年度から令和二十六年度までの各年度における第二十四条の規定	2	令和三年度から令和二十六年度までの各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、当分の間、同条の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。	第五条	令和六年度 五千億円 令和七年度 六千億円 令和八年度 七千億円 令和九年度 八千億円 令和十年度 九千億円	（交付税特別会計における一時借入金の利子の繰入れの特例）	2	前項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。
3	令和四年度から令和二十六年度までの各年度における第二十四条の規定	2	令和三年度から令和二十六年度までの各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、当分の間、同条の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。	第五条	令和六年度 五千億円 令和七年度 六千億円 令和八年度 七千億円 令和九年度 八千億円 令和十年度 九千億円	（交付税特別会計における一時借入金の利子の繰入れの特例）	2	前項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。

による一般会計からの繰入金の額は

、令和四年度から令和八年度までの各年度にあつては前項

の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、令和九年度から令和十二年度までの各年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、令和十三年度及び令和十四年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、令和十五年度から令和二十五年度までの各年度にあつては同項の規定により算定した額から同号に掲げる額を加算した額を減額した額とし、令和二十六年度にあつては同項の規定により算定した額から第五号に掲げる額を減額した額とする。

年 度	金 額
令和四年度	千六百五十六億円
令和五年度	千二百十七億円
令和六年度	八百三十四億円
令和七年度	七百七十五億円
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	百三十四億円
令和十年度	四十一億円
令和十一年度	十四億円

による一般会計からの繰入金の額は、令和三年度にあつては前項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、令和四年度から令和八年度までの各年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、令和九年度から令和十二年度までの各年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、令和十三年度及び令和十四年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第五号に掲げる額を減額した額とし、令和十五年度から令和二十五年度までの各年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第六号に掲げる額を減額した額とする。

年 度	金 額
令和三年度	二千九十二億円
令和四年度	千六百五十六億円
令和五年度	千二百十七億円
令和六年度	八百三十四億円
令和七年度	七百七十五億円
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	百三十四億円
令和十年度	四十一億円
令和十一年度	十四億円

		令和十二年度	七億円
	令和十三年度	三億円	
	令和十四年度	三億円	
	(削る)		
二	地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和四年度から令和八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額	二千四百六十億七千七百八万二千円	
三	地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和九年度から令和十二年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額	二千六百十六億八百二十七万六千円	
四	地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和十三年度から令和二十五年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額	九百八十二億六千七百七十万二千円	
五	地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和二十六年度分の交付税の総額から減額する金額	九百八十二億六千七百七十万二千円	
	(交付税特別会計における繰入れの特例)		
第十一条	略		
2	略		
3	令和三年度及び令和四年度においては、地方公共団体金融機関法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融资特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融资特別会計の投資		

		令和十二年度	七億円
	令和十三年度	三億円	
	令和十四年度	三億円	
	(削る)		
二	地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により令和三年度分の交付税の総額から減額する金額	三千四億四千二百四十八万二千円	
三	地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により令和四年度から令和八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額	二千四百六十億七千七百八万二千円	
四	地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により令和九年度から令和十二年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額	二千六百十六億八百二十七万六千円	
五	地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により令和十三年度から令和二十五年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額	九百八十二億六千七百六十万二千円	
六	地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により令和二十六年度分の交付税の総額から減額する金額	九百八十二億六千七百七十万二千円	
	(交付税特別会計における繰入れの特例)		
第十一条	略		
2	略		

勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

4 | 前項に規定するもののほか、令和二年度から令和六年度までの各年度に

おいては、地方公共団体金融機構法

十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、各年度における森林環境譲与税譲与金を支弁する

2 | ため、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

(交付税特別会計の歳入及び歳出の特例)

第十一條 略

2 | 第二十三条の規定によるほか、前条第三項及び第四項の規定により財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れられた繰入金は、交付税特別会計の歳入とする。

(財政投融資特別会計の繰入れ並びに歳入及び歳出の特例)

第十二条の四 附則第十条第三項及び第四項に規定するもののほか、平成三十一年度から令和五年度までの間においては、地方公共団体金融機構法附則

第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第二百七十七号）附則第四条第一項に規定する繰上償還を行おうとする旨の申出がなかつたとした場合に同会計の財政融資資金勘定において生じていたと見込まれる運用利殖金

3 | 令和二年度

から令和六年度までの各年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第

十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、各年度における森林環境譲与税譲与金を支弁し、又は地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第三十二条の規定による改正前の附則第四条第二項の規定による借入金の償還金及び利子の支払に充てるため、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

(交付税特別会計の歳入及び歳出の特例)

第十一條 略

2 | 第二十三条の規定によるほか、前条第三項の規定により財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れられた繰入金は、交付税特別会計の歳入とする。

(財政投融資特別会計の繰入れ並びに歳入及び歳出の特例)

第十二条の四 附則第十条第三項

に規定するもののほか、平成三十一年度から令和五年度までの間においては、地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第二百七十七号）附則第四条第一項に規定する繰上償還を行おうとする旨の申出がなかつたとした場合に同会計の財政融資資金勘定において生じていたと見込まれる運用利殖金

に相当する額を補填するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、同会計の投資勘定から財政融資資金勘定に繰り入れることができる。

2 略

第五十三条第二項の規定によるほか、附則第十条第三項及び第四項の規定による財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計への繰入金及び第一項の規定による同勘定から財政融資資金勘定への繰入金は、財政投融資特別会計の投資勘定の歳出とする。

に相当する額を補填するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、同会計の投資勘定から財政融資資金勘定に繰り入れることができる。

2 略

第五十三条第二項の規定によるほか、附則第十条第三項の規定による財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計への繰入金及び第一項の規定による同勘定から財政融資資金勘定への繰入金は、財政投融資特別会計の投資勘定の歳出とする。

改正案	現行
（令和二年度から令和四年度までの間における地方債の特例等）	（令和二年度から令和四年度までの間における地方債の特例等）
第三十三条の五の二 地方公共団体は、令和二年度から令和四年度までの間に限り、第五条ただし書の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方交付税法附則第六条の二第一項の規定により控除する額についての同項の規定に従つて総務省令で定める方法により算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。	第三十三条の五の二 地方公共団体は、令和二年度から令和四年度までの間に限り、第五条ただし書の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方交付税法附則第六条第一項の規定により控除する額についての同項の規定に従つて総務省令で定める方法により算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。
2 略	2 略
（河川等におけるしゆんせつ等に係る地方債の特例）	（河川等におけるしゆんせつ等に係る地方債の特例）
第三十三条の五の十一 地方公共団体は、令和二年度から令和六年度までの間に限り、河川（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川（同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）及び同法第百条の二第一項に規定する普通河川をいう。）、ダム（同法第三条第二項に規定する河川管理施設であるダムをいう。）、砂防設備（砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備をいう。）、治山事業（森林法（昭和二	第三十三条の五の十一 地方公共団体は、令和二年度から令和六年度までの間に限り、河川（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川（同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）及び同法第百条の二第一項に規定する普通河川をいう。）、ダム（同法第三条第二項に規定する河川管理施設であるダムをいう。）、砂防設備（砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備をいう。）及び治山事業（森林法（昭和二

十六年法律第二百四十九号）第十条の十五第四項第四号に規定する治山事業をいう。）により設置された施設、農業用ため池（農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第二条第一項

に規定する農業用ため池をいう。）その他総務省令で定める施設において実施されるしゅんせつ及び樹木の伐採（以下この条において「河川等におけるしゅんせつ等」という。）に係る事業であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における河川等におけるしゅんせつ等に関する計画に基づいて行われるものに要する経費のうち総務省令で定めるものの財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる。

十六年法律第二百四十九号）第十条の十五第四項第四号に規定する治山事業をいう。）により設置された施設

において実施されるしゅんせつ及び樹木の伐採（以下この条において「河川等におけるしゅんせつ等」という。）に係る事業であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における河川等におけるしゅんせつ等に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる。

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部改正（第四条関係）

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
（地方特例交付金の交付）	（地方特例交付金の交付）
第二条 略	第二条 地方特例交付金は、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して交付するものとする。
2 地方特例交付金の種類は、個人住民税減収補填特例交付金（個人の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の住宅借入金等特別税額控除による減収額を埋めるために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。）、自動車税減収補填特例交付金（自動車税の環境性能割の自動車税税率特例等による減収額を埋めるために令和元年度から令和三年度までの各年度において交付する交付金をいう。以下同じ。）及び軽自動車税減収補填特例交付金（軽自動車税の環境性能割の軽自動車税税率特例等による減収額を埋めるために令和元年度から令和三年度までの各年度において交付する交付金をいう。以下同じ。）とする。	2 地方特例交付金の種類は、個人住民税減収補填特例交付金（個人の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の住宅借入金等特別税額控除による減収額を埋めるために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。）、自動車税減収補填特例交付金（自動車税の環境性能割の自動車税税率特例等による減収額を埋めるために令和元年度及び令和二年度において交付する交付金をいう。以下同じ。）及び軽自動車税減収補填特例交付金（軽自動車税の環境性能割の軽自動車税税率特例等による減収額を埋めるために令和元年度から令和三年度までの各年度において交付する交付金をいう。以下同じ。）とする。
3 每年度分として交付すべき地方特例交付金の総額は、当該年度における次条第一項に規定する個人住民税減収補填特例交付金総額（令和元年度から令和三年度までの各年度にあつては、当該個人住民税減収補填特例交付金総額及び当該年度における第三条の二第一項に規定する自動車税減収補填特例交付金総額及び当該年度における第三条の三第一項に規定する軽自動車税減収補填特例交付金総額を加算した額、令和三年度にあつては当該個	3 每年度分として交付すべき地方特例交付金の総額は、当該年度における次条第一項に規定する個人住民税減収補填特例交付金総額（令和元年度及び令和二年度の各年度にあつては、当該個人住民税減収補填特例交付金総額に当該年度における第三条の二第一項に規定する自動車税減収補填特例交付金総額及び当該年度における第三条の三第一項に規定する軽自動車税減収補填特例交付金総額を加算した額、令和三年度にあつては当該個

）とする。

4 每年度分として各都道府県又は各市町村に対して交付すべき地方特例交

付金の額は、当該年度において次条第二項の規定により交付すべき個人住
民税減収補填特例交付金の額（令和元年度から令和三年度までの各年度にあ
つては、当該額に当該年度において第三条の二第二項又は第三項の規定
により交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額及び当該年度において
第三条の三第二項の規定により交付すべき軽自動車税減収補填特例交付金
の額を加算した額

）とする。

（自動車税減収補填特例交付金の額）

第三条の二 令和元年度から令和三年度までの各年度分として交付すべき自
動車税減収補填特例交付金の総額は、各都道府県における当該年度の自動
車税の環境性能割の自動車税税率特例等による減収見込額の合計額に相当
する額として予算で定める額（以下「自動車税減収補填特例交付金総額」
という。）とする。

人住民税減収補填特例交付金総額に当該年度における同項に規定する軽自
動車税減収補填特例交付金総額を加算した額）とする。

4 每年度分として各都道府県又は各市町村に対して交付すべき地方特例交

付金の額は、当該年度において次条第二項の規定により交付すべき個人住
民税減収補填特例交付金の額（令和元年度及び令和二年度の各年度にあ
つては、当該額に当該年度において第三条の二第二項又は第三項の規定
により交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額及び当該年度において
第三条の三第二項の規定により交付すべき軽自動車税減収補填特例交付金
の額を加算した額、令和三年度にあつては当該額に当該年度において同項
の規定により交付すべき軽自動車税減収補填特例交付金の額を加算した額
）とする。

（自動車税減収補填特例交付金の額）

第三条の二 令和元年度及び令和二年度 の各年度分として交付すべき自
動車税減収補填特例交付金の総額は、各都道府県における当該年度の自動
車税の環境性能割の自動車税税率特例等による減収見込額の合計額に相当
する額として予算で定める額（以下「自動車税減収補填特例交付金総額」
という。）とする。

2 令和元年度から令和三年度までの各年度分として各都道府県に対して交
付すべき自動車税減収補填特例交付金の額は、自動車税減収補填特例交付
金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県の自動車税減収見
込額（自動車税税率特例等による当該年度分の自動車税の環境性能割の收
入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をい
う。）により按分した額（次項各号において「各都道府県按分額」とい

付すべき自動車税減収補填特例交付金の額は、自動車税減収補填特例交付
金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県の自動車税減収見
込額（自動車税税率特例等による当該年度分の自動車税の環境性能割の收
入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をい
う。）により按分した額（次項各号において「各都道府県按分額」とい

う。）から同項の規定により算定した当該都道府県の区域内の各市町村に對して交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額の合計額を控除した額とする。

3 令和元年度から令和三年度までの各年度分として各市町村に対して交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額は、当該市町村に係る第一号に掲げる額（指定市（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条第三項に規定する指定市をいう。以下この項において同じ。）にあつては、当該額に当該指定市に係る第二号に掲げる額を加算した額）とする。

一・二 略

3 令和元年度及び令和二年度 の各年度分として各市町村に対して交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額は、当該市町村に係る第一号に掲げる額（指定市（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条第三項に規定する指定市をいう。以下この項において同じ。）にあつては、当該額に当該指定市に係る第二号に掲げる額を加算した額）とする。

一 当該市町村を包括する都道府県に係る各都道府県按分額に地方税法第二百七十七条の六第一項に規定する政令で定める率を乗じて得た額の百分の四十七に相当する額を、総務省令で定めるところにより、当該都道府県内の各市町村が管理する市町村道の延長及び面積（同項に規定する市町村道の延長及び面積をいう。）により按分した額

二 当該指定市を包括する都道府県に係る各都道府県按分額に地方税法第二百七十七条の六第二項に規定する政令で定める率を乗じて得た額の百分の三十五に相当する額に、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内に存する一般国道等の延長及び面積（同項に規定する一般国道等の延長及び面積をいう。以下この号において同じ。）のうちに占める当該指定市の区域内に存する一般国道等の延長及び面積の割合を乗じて得た額

（地方特例交付金の交付時期）

第五条 略

（地方特例交付金の交付時期）

第五条 地方特例交付金は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ同表の下欄に定める額を交付する。ただし、四月において交付すべき地

方特例交付金については、当該年度において交付すべき地方特例交付金の額が前年度の地方特例交付金の額に比して著しく減少することとなると認められる地方公共団体又は当該年度において地方特例交付金の交付を受けないこととなると認められる地方公共団体に対しては、同表の下欄に定める額の全部又は一部を交付しないことができる。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
四月	前年度の当該地方公共団体に対する個人住民税減収補填特例交付金の額に当該年度の個人住民税減収補填特例交付金総額の前年度の個人住民税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額
九月	当該年度において交付すべき当該地方公共団体に対する地方特例交付金の額から既に交付した地方特例交付金の額を控除した額

2

令和元年度における前項の規定の適用については、同項の表四月の項中「個人住民税減収補填特例交付金の額」とあるのは「地方特例交付金の額」と、「前年度の個人住民税減収補填特例交付金総額」とあるのは「前年度の地方特例交付金の総額」とし、令和二年度及び令和三年度の各年度における前項の規定の適用については、同項の表四月の項中「得た額」とあ

2

令和元年度における前項の規定の適用については、同項の表四月の項中「個人住民税減収補填特例交付金の額」とあるのは「地方特例交付金の額」と、「前年度の個人住民税減収補填特例交付金総額」とあるのは「前年度の地方特例交付金の総額」とし、令和二年度における前項の規定の適用については、同項の表四月の項中「得た額」とあ

るのと、「得た額に、都道府県にあつては、前年度の当該都道府県に対する自動車税減収補填特例交付金の額に当該年度の自動車税減収補填特例交付金総額の前年度の自動車税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額を、市町村にあつては、前年度の当該市町村に対する自動車税減収補填特例交付金の額に当該年度の自動車税減収補填特例交付金総額の前年度の自動車税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額及び前年度の当該市町村に対する軽自動車税減収補填特例交付金の額に当該年度の軽自動車税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額及び前年度の当該市町村に対する軽自動車税減収補填特例交付金総額に当該年度の軽自動車税減収補填特例交付金総額の前年度の軽自動車税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額及び前年度の当該市町村に対する軽自動車税減収補填特例交付金の額に当該年度の軽自動車税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額を、それぞれ加算した額」

とする。

3～5 略

3 「得た額」とあるのは、「得た額（市町村にあつては、当該額に前年度の当該市町村に対する軽自動車税減収補填特例交付金の額に当該年度の軽自動車税減収補填特例交付金総額の前年度の軽自動車税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額を加算した額）」とし、令和三年度における前項の規定の適用については、同項の表四月の項中「得た額」とあるのは、「得た額（市町村にあつては、当該額に前年度の当該市町村に対する軽自動車税減収補填特例交付金の額に当該年度の軽自動車税減収補填特例交付金総額の前年度の軽自動車税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額を加算した額）」とする。

3 当該年度の国の予算の成立しないことその他の事由により、前二項の規定により難い場合における地方特例交付金の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、前年度の地方特例交付金の額等を参照して、総務省令で定めるところにより、特例を設けることができる。

4 地方公共団体が前三項の規定により各交付時期に交付を受けた地方特例交付金の額が当該年度分として交付を受けるべき地方特例交付金の額を超える場合には、当該地方公共団体は、その超過額を遅滞なく、国に還付しなければならない。

5 第一項及び第二項の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日か

ら当該年度の地方特例交付金の四月に交付すべき額が交付されるまでの間に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における前年度の関係地方公共団体の地方特例交付金の額の算定方法は、総務省令で定める。

(基準財政収入額の算定方法の特例)

第八条 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「当該道府県の特別法人事業譲与税」とあるのは「当該道府県の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第一項に規定する地方特例交付金（以下この項において「地方特例交付金」という。）の額の百分の七十五の額、当該道府県の特別法人事業譲与税」と、「当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の地方特例交付金の額の百分の七十五の額」と、「当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の地方特例交付金の額の百分の七十五の額」とする。

2 略

5 第一項及び第二項の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日か

ら当該年度の地方特例交付金の四月に交付すべき額が交付されるまでの間に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における前年度の関係地方公共団体の地方特例交付金の額の算定方法は、総務省令で定める。

(基準財政収入額の算定方法の特例)

第八条 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「の額、当該道府県」とあるのは「の額、当該道府県の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第一項に規定する地方特例交付金（以下この項において「地方特例交付金」という。）の額の百分の七十五の額、当該道府県」と、「当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の地方特例交付金の額の百分の七十五の額」と、「当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とする。

2 略